

第37回平成23年6月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成23年6月15日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後6時2分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(2名)

2番	和田裕之	11番	小林庸夫
----	------	-----	------

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員	今西 藤美
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長補佐	山添 雅男
会計室長	宇野 準一	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第 72号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）
(質疑～表決)

追加日程第 1 議員発議第 1号 「議案第72号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算
(第1号)」に関する付帯決議（案）について
(提案理由説明～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き一般議案の審議、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

皆さんにご報告をしておきます。小林議員から欠席の届が出ております。また、本日は和田議員が風邪のため欠席ということで届が参っております。白杉教育委員長の代理として今西教育委員さんが出席をいただいております。吉田水道課長にかわり山添水道課長補佐が出席をいたしております。皆さんにご報告をしておきます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第72号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案については既に町長からの提案理由の説明は終わっておりますが、質疑に入ります前に27、28ページの10款第6項保健体育費委託料110万円の補足説明を企画財政課長と教育次長から求めます。

浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) おはようございます。

ただいま議長のほうからご指示をいただきました件につきまして、まず、私のほうからご説明を申し上げます。

補正予算28ページ下ほどの教育費でございますけれども、社会体育施設管理費で委託料を110万円追加をさせていただいております。屋内体育施設管理運営事業に計上をさせていただいたものでございます。議員さん方のお手元に、こういった資料が、お配りはさせていただいているかとは思いますが、総務委員会で配付をさせていただきまして、同じものを全議員さんにもということでございますので届いているかとは思いますが、この登記委託料110万円につきまして経過をご説明申し上げます。

場所は加悦地域の大江山運動公園体育館及びそのすぐ上にあります駐車場、この付近でございます。いわゆるこれまで未登記となっておりました土地につきまして測量を行い、きちっと登記事務を行いたいということで計上させていただくものでございます。経過としましては、先ほど申し上げました大江山運動公園体育館並びに駐車場…。

議長(井田義之) 課長、資料がなかなか皆、見つからんみたいなので、ちょっと。

企画財政課長(浪江 学) ございますか。

議長(井田義之) それです。赤松議員の持っておられる資料です。

ありましたか、皆さん。出ましたか、資料。それです。

それでは、お願いします。

企画財政課長(浪江 学) 図面と右下に簡単に経過を掲げさせていただいております。

昭和60年当時大江山運動公園体育館並びに駐車場が造成建築されます際に、加悦町が丹後地区土地開発公社に土地の買い取りの依頼を昭和60年6月20日にされまして、当時、加悦町字滝小字大江山84の39という土地につきまして、これは山林で4,436平米の土地でござ

いますが、このうち1, 404平米を丹後地区土地開発公社が先行取得をいたしております。金額は1, 404平米で98万2, 800円という記録が残っております。この土地の所有者はA氏と表記させていただいております。この土地につきまして、以後、公社から旧加悦町が平成元年12月18日に買い戻しをされまして、実質、加悦町の所有ということになったわけでございます。

しかしながら、元の所有者A氏から丹後地区土地開発公社に移ったときの登記並びに丹後地区土地開発公社から加悦町に移ったときの登記、これらが済んでおりませんで、未登記のままになっていたということでございます。この案件がわかりましたのは、この土地一体に日本冶金さん、滝財産区さん、あるいは民地を含めまして広い番地が山林でございまして、その一部である土地を分筆するのになかなか難しいということから未登記のままになっていたのではないかというように思われますけれども、今般、日本冶金さんのほうが、冶金さんの土地周辺を境界確定をなされます際に、丹後地区土地開発公社の土地がたまたまございまして、それで役場を訪れられ、当時の経過をひもといてみると、先ほど申し上げましたような経過がございまして、これは未登記のまま残ってるなということが判明し、元の所有者の方にも経過を教育委員会のほうから伺って、あらかたの経過がわかってきたところでございます。しかしながら、まだ未登記のままになっているということでございますので、この際、日本冶金さんが測量をされました成果も使わせていただいて、あわせてここに表記しております1, 404平米の土地について、あわせて測量と、それから分筆登記等の登記事務を行ってきちっと未登記を解消していきたいということで、今回かかる経費としまして110万円を計上させていただきましたので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。もう少し補足等ございましたら教育委員会のほうからご説明を申し上げます。

議長（井田義之） 続いて、和田教育次長のほうから説明をお願いいたします。

和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 私のほうから補足説明をさせていただきたいと思っております。

経過につきましては、ただいま企画財政課長のほうからご説明をさせていただいたとおりでございます。この分筆登記の委託料につきまして話を企画財政のほうから聞きまして、体育館用地ということで教育委員会でも一緒に調べさせていただいた経過がございまして、その件についてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

この未登記の土地につきまして、まだ個人の登記になっているということで、今般この補正予算を出させていただく前段で、ご本人とは説明をさせていただいて、登記についてのご協力がいただけるかどうかの確認をさせていただいております。本人さんも快くお引き受けをいただきまして、協力をさせていただくというご返事はいただいております。それと詳細といいますか、ご本人さんも相当前のことですので記憶的には、はっきりはしないんですけども、このご本人さんの土地につきましては、場所的には現在、町民体育館が建っております用地の後ろ側ののり面です。大きく切り開いてありますのり面がございまして、その部分が主であります。ただ、ご本人さん聞いてますと、この体育館の後ろ側の部分の一部にも用地がかかっているはずだということで、ここに当時の丈量図というのがあるんですけども、これで色分けがしてありますけども、この土手の部分がほとんどなんですけども、若干、体育館の隅がかかっているのかなという

ふうには推測がされるということでございます。ちなみに体育館の部分ですとか駐車場の部分につきましては財産区の土地ということになっているようでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 以上で、補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） おはようございます。

平成23年度一般会計補正（第1号）18ページの3款民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費、地域空間福祉整備事業の工事請負について質問をいたします。地域共生型福祉施設整備造成工事で今回1,900万円の補正額が出ております。提案説明では産業廃棄物が埋設されておりまして、平成22年度に造成工事費としてつけた予算では撤去できなかったもので、今度、追加工事で1,900万円の予算をつけて造成工事を早急に終わらせ、福祉法人等の建設スケジュールに間に合わせたい。また、撤去費用については引き続き京都府と調整をしていくとのことであったと全協で説明があったと思いますが、この事業の担当者に質問をします。今までの経過と現状がどういうふうになっているのかについて説明をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうから概略をご説明をさせていただきまして、詳細な部分について、もしご質問がございましたら、私か担当の福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

この土地につきましては、皆さんもご存じのように、丹後織物工業組合の旧加悦加工場が建っておりまして、平成10年に丹後織物工業組合から京都府が買収をされました。そして平成22年9月に京都府から与謝野町が買収をいたしまして、議会の同意をいただきまして本契約となったところでございます。今、ご質問の産業廃棄物の対応についてでございます。現状を申し上げますと、まだ、話し合いの途中ということでございます。丹後織物工業組合、それから京都府とも引き続いて話し合いを進めておりますが、以前にも申し上げたかと思いますが、まず京都府との関係で申し上げますと、売買契約の第5条の一定、制約がある中で、ただ、そうはいいいましても、現状のあの姿を見る中で京都府のほうとしましても一定、支援をしてまいりたいということで、この間いろんな検討を進めていただいております。ただ、具体的には今回、議会の補正予算の提案には間に合いませんでしたので、まだ、最終的な結果には至っておりませんが、引き続きいろんな話し合いを進めております。それから、丹後織物工業組合につきましても同様に、この間、話し合いを進めておりまして、ただ金額が非常に大きいということもありますし、内部の、例えば理事会であるとか、そういったところのご理解も得なければならないということで、最終的にどういう格好で支援をいただくかということの合意にまでは至っておりません。以上でございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） 以前、全協で説明をいただいてから後、京都府や丹工とも話をしているが、合意には至っていないということで、このたび、ここで可決されますと、一応、与謝野町が、その金額を立てかえて払っておいて、後日、京都府か丹工かわかりませんが、その撤去に要した費用というのは返ってくると、こういうことでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいましたように、とりあえずは福祉施設の建設等の工程が、この秋から着工したいという意向がございますので、急いで造成をする必要があるということで、今回、補正予算の提案に至ったわけですが、議員がおっしゃいますように、工事は、とりあえず町有地でもありますし、町のほうで先行して行いますが、話し合いが一定の決着を見ましたら、それぞれ京都府、あるいは丹後織物工業組合、場合によったら両方から一定の支援といたしますが、補てんがいただけるというふうに考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 一定のという言葉が、最近はやっているわけですし、国のほうでもなんか菅さんが一定のことと言われたそうですが、なかなかそれははっきりしない言葉というふうには受けとめているわけですが、今、言われたのは、いわゆる撤去工事が済んだ、その費用については丹工なり京都府が、どちらが払う、案分するにせよ、すべてその費用を向こう側が出すと、こういう形になるのでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お尋ねの趣旨は、工事請負費1,900万円全額を丹工、あるいは京都府、場合によったら両方で全額を見てくれるのかというお尋ねだと思うんですが、それは今の段階ではまだ話し合いの最中でありますので、まだ、明確には申し上げられませんが、引き続き話し合いを進めて、お互いに了解が得られるところで合意に至るということになるかと思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） お互いの合意というのが、どういうところを指すのかということですが、副町長の思いの中では、これは予算ですから、1,900万円が幾らかになるかは実際、工事してみないとわかりませんが、幾らかでも与謝野町が、その分を持たなければならないというような考えもお持ちなんではないでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、京都府と与謝野町の売買契約では第5条がございます。しかしながら、京都府は、そのことを盾に、京都府は一切知らないよということではなくて、一定の支援をできる形でしていきたいというふうに向っております。町の持ち出しについてのお尋ねですけども、先ほど申し上げましたように、今後の話し合いも造成を目の前にしておりますので、それぞれ時間をかけて話し合いをすればいいという認識はお持ちではございませんので、造成工事が完了するまでには最終的な話し合いの合意に至らないかもしれませんが、早急に話し合い、合意を進めたいという認識を、それぞれお持ちでございますので、結果はともかく、早急に話し合いは進めてまいりたいと思っております。それから私の思いといたしますか、町の持ち出しのお話がありました。これも明確にはお答えはできませんけども、今、話し合いを進める中でお互いがお互いの言い分を出し合って、その中で一定の答えが出てくるもんだというふうには思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いや、一定がわからなくて聞いておるんですけど、何度も。

確かに後の、それぞれ上物の建設のスケジュールはあると思いますが、普通、我々の感覚でい

くと、お金を、何かにつけですけども、いろんな取引で出せば、もうそれで大体返って来んというふうに思っ出すのが通常です。特にいろんなトラブルとか、そういうものが起きたとき。それを取り返そうと思えば裁判を起こさんと、なかなかもう返ってきません。そういう部分からすると、やはり実際にお金を出して着手する前にきちっとした整理をしておいてやっていくのが、普通、行政がやるきちきちした仕事をしていくという中では当然のことじゃないかというように思うんですが、確かに福祉施設の建設は大事でスケジュールもありましようが、例えばそれがおしくて、どれだけの全体の中の損失が起きるのか、それともここできちっとしたことを、今すべて、その上でしていくのが正常な方法なのか、例えば今議会で決められなくても、臨時会でも持つて決めることは十二分に可能だというふうに、私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 以前の議会の場で、たしか浪江議員だったと思いますが、お互いの持ち分がはっきりした中で補正予算を提案するのがわかりやすいという趣旨のご質問があったかと思えます。確かにそれが一番わかりやすいですし、一番すっきりした形だということは百も承知でありますけども、先ほど塩見議員もおっしゃいましたように、施設整備の工程の関係もございまして、今回あえて提案をさせていただきました。民間の商取引でありますとお金が戻らないというお話の披露もございました。京都府、それから丹後織物工業組合と、この間、話し合いを続ける中で、口頭での話し合いではありますけども、それぞれ誠実に誠意を持って話し合いをしていこうということをお互いに確認しておりますので、そういったことは、まずないというふうに信じております。

それから、議員もご心配なように、町としましてもいろいろとシミュレーションと申しますか、例えば、最悪の場合はどういった法的手続がとれるのかということも、町の顧問弁護士とは、この間十分相談をしておりますし、そういった検討の上で今回の提案に至ったわけであります。法的な手続に訴えるというようなことは想定はいたしておりませんが、一応検討としては、そういったことも弁護士とも相談をして、例えば平成20年の似たようなケースの東京地裁の判例もありますし、そういったことも裏づけとして持ちながら話し合いを進めております。ただ、そういった最悪の場合は考えずに、先ほど申し上げましたように、それぞれ丹後織物工業組合、それから京都府といった組織でございまして、誠実に話し合いを進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、施設整備の工程の関係を申し上げます。工程があるので造成を急ぐ必要があるということ、それと関連をいたしまして、それぞれ社会福祉法人、あるいはNPOにおかれましては、国や京都府の補助金を、あるいは融資を申請されておまして、その補助金の絡みもありますので、この工程をおくらすことはできないという、そういった事情もございまして。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今後の工程があることはわかっるとるんですけど、それがあから話を、まだ途中の段階で、いわゆる与謝野町が払ってしまっていていいものかどうか。先ほど言われました、そういうことはないだろうというようなことをおっしゃいました。判例も今おっしゃいまして、私なりに、その判例も調べてみました。顧問弁護士さんがどういように言っておられるか相談はしたということですが、どういように言っておられるかということとはわかりませんが、その判例で

いくと、裁判をかければ町が勝つんじゃないかと、結局、契約書の中に瑕疵担保の免責条約が特約で入っていても、中にある埋設物というんですか、土地の瑕疵というのは、土地の上に建物を建設するに当たり支障となる質、量の異物といえるかどうかを、まず認定して、その状況によっては、先ほど言いました、瑕疵担保があっても、それは瑕疵担保の免責を逃れることはできないという判例が出てます。そういうわけで、そういう部分で弁護士さんと相談と言っておられますが、弁護士さんの相談の上での話の内容というのは、いわゆる公判に持ち込めば、裁判をすれば勝訴できますよということまで弁護士さんは言っておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） そこまで具体的な話には至っておりません。こういった事例がありますということで、町のとるべき立場と申しますか、町の考え方を教えていただいたという、そういった状況です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それは、ここでなかなかそういうことは、決定的なことが言えるとは思いますが、話を一番最初に戻しますけども、いわゆる京都府との売買の契約、先ほど第5条で出ましたが、それは危険負担があるという部分の前説明を受けた話じゃないかと思うんですが、私が一つ思いますのに、京都府と売買の交渉をしていく中、それ以前に全協でも勢旗議員が懸念のある土地であるということをおっしゃっておられました。そういう部分について、その当時しっかり調査をしておけば、そういう契約の中で、そういうものが出てきたときに、どちらが負担するかということがきっちり打たれたと思うんですが、そういうこともしてこなかったということは、やっぱり売買の交渉についての手抜かりがあったのではなかろうかなというように思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 京都府との買収の話し合いを何回も進める中で、京都府からも、特にそういったお話もございませんでした。したがって、町としても、そういった認識は持っておりませんでした。結果として、議員が言われるように、買収を進めるに当たって不十分な面があったんじゃないかと言われれば、今の状況を見ますと、そういった考えもできるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、何回も何回も府庁まで足を運んで話し合いをする中で、双方ともそういった認識はございませんでした。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 認識はなかったというふうに今おっしゃいましたが、そうすると、その全協でそういう懸念を言われたことについては何ら気にはならなかった。それで買収の交渉を進めていったと、こういうことでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、京都府と買収の話し合いを進める中では、そういった話は一切ありませんでしたし、双方とも、そういった認識はなかったということでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 僕は、そのことを聞いておるんじゃないしに、交渉に当たって議員が、具体的な話

はなかったかも知れませんが、レオパレスを近くに建てられたときに、いろんな問題があったということをおっしゃってました。そのことを自分の中に入れて交渉されたのか、そんなことはほとんど気にもせず、ただ、ひたすら副町長の古巣の職員の方と交渉に当たられたと、こういうことでしょうか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時05分）

（再開 午前10時06分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、塩見議員の質疑を続行いたします。
答弁を求めます。
堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） すみません。時間をいただきまして。

京都府と与謝野町との売買の契約は去年の9月末、そして議会の承認をいただきました10月1日付でもって本契約だったと思いますが、お尋ねの意味は、その時点で、あの一角にあります民間のアパートのことを知っておりながら話を進めたのかということだと思うんですが、その民間のアパートの建設に当たって、地中から廃棄物が出てきたということは承知はいたしておりましたが、建設に当たって整理をされたというふうに認識をいたしておりましたし、まさかほかの地域と申しますか、ほかの場所で、ああいった状態があるという認識は想像はいたしておりませんでした。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃったのは、地続きですが、ほかの場所ではそういうことがあったけども与謝野町が買うところは、そんなことはなかったらうと、そういうことはないらうと、そういうように思ったということのようですが、民間の売買で普通、工場跡地の土地の売買は地下埋設物の有無の調査を入念にして契約に当たるというのが、今、常識なんです、世の中では。であるのに、近所でそういうことがあった、ましてや同じ一角を同じ団体が使っておったということで、何にもしなかったというのは、そこは大きな手抜きではなかろうかと、このように思うわけですがいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 与謝野町は京都府から今回の土地を買ったわけでありますので、そのような疑いは一切持っておりませんでした。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 時間がないようになりましたが、京都府から買ったんですけど、京都府がそこにものを建てたとか、京都府が使用をしていた地上、土地ではなかったわけで、今の僕が言ってることは、そんなにおかしいことを僕は言ってるとは思わないんですが、いずれにしても、もう少し入念にしておけば、こういう混乱は起きなかったんじゃないかと、最初の時点で。後から加工場の排水施設の図面も、どこから手に入れられたか、恐らく丹工からだと思いますが、我々のもとにはこういう…。

議 長（井田義之） 塩見議員、塩見議員、質問をまとめてください。

5 番（塩見 晋） あったということで図面もいただいておりますし、そのときにきちっとした調査をしていれば、もう少しスムーズにいったんじゃなかろうかなというように思います。

いずれにしても1,900万円というお金は大きなお金ですので、ぜひ与謝野町からの持ち出しがない、そういうことにはさせないという、そういう思いで今後の交渉を続けていっていただきたいと、このように思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 塩見議員の思いはしっかりと受けとめさせていただきました。ただ繰り返しますが、平成10年から申し上げても13年の経過がありますので、その間どういったことがあったのかということも長いスパンの中では、いろんな話し合いがあったのではないかとことも考えられますし、京都府としましては売買契約の第5条の規定がある中で、しかしながら、現状を見ました場合に、やっぱり京都府としても一定の支援がしたいという思いになっていただいておりますので、議員の思いをしっかりと体して、今後、話し合いは進めていきたいというふうに思います。

5 番（塩見 晋） よろしくお願ひします。質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは1点質問させていただきます。

先ほどの塩見議員の質問にも、また後で関連はしてくるかとは思いますが、朝一番に説明を受けました28ページの屋内体育館施設管理運営事業の件でございますが、私も委員会で説明も若干受けたんですが、質問を考えとる間に、次の内容になったもので、なかなか確認ができなかった部分もありますので、同じようなことを聞くかもわかりませんが、まず110万円の登記の予算が上がっておりますが、この金額につきまして、私、余り詳しくわからないんで高いような気がするんですが、この辺の金額、妥当なのか。といいますのは、土地が、98万2,000円の土地に対して登記が110万円ということは、なんか登記のほうがお金が高いのかなというように気持ちにもなるんですが、その辺の金額が妥当なのか。また、僕よくわからんですが、京福コンサルタントという会社に、そのまま日本冶金のほうから引き続きということなんですが、ほかの業者さん、例えば見積もりをとって値段の交渉に当たられたとか、そういうような経過があったのか、その辺をお聞きします。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この測量調査費として110万円計上させていただいております。その中身としましては、まず、登記簿、あるいは現地の調査、こういったものが入ってこようかと思ひます。それに測量、それから関係者との立ち会い、それから立ち会いに伴う境界点の打設、そして分筆図の作成、そして分筆登記という一連の作業になってこようかというふうに思っております。それで当時、これ憶測ですけども、この登記ができてなかった要因としては、この土地一体が山林地番で滝財産区さん、民地、冶金さん、これらの土地が入り乱れて非常に複雑な土地で、しかも山林ということで、広大な何万平米という土地も隣接しておりまして、恐らく広い範囲の測量調査をしなければ、なかなか分筆ができない。したがって、それを町に登記することができなかったという、そういう経過が恐らくあったのではないかとこのように思わ

れます。じゃ、なんでそれがそのままになっていたわけですけども、今回、この資料にも書いておりますけれども、京福コンサルタント株式会社が日本冶金さんから委託を受けられまして、周辺一帯の測量調査をされ、その成果簿を持っておられます。その成果簿があるから、その110万円で、まだ済むという、私ども理解をいたしております、これがなければ恐らく1,000万円単位の測量調査費が、恐らく必要になってくるんだろうと。それに労力等も考えますと、これなかなか難しい処理だったんであろうかなというように思います。そこで冶金さんを通じて、その測量成果簿をお借りして、それを生かす形で、今回の、この表記しております土地の登記ができるように京福コンサルタントさんから見積もりをいただいております。そのほかの業者さんは、その成果をお持ちでないわけですので、それが生かせないということになります。したがって、このコンサルさんに随意契約でお世話になって、最小限の経費でできるような形で進めていきたいと、こういう考え方をしております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） それでは、この経過を図面のほうに書いていただいております、平成21年9月8日に昭和60年当時の関係者A氏に確認をとって、買収の事実は確認がとれているということですが、今回、この提案がありまして約1年半以上の経過がたっているわけですが、こんだけ時間がかかるものなのかなという思いがあるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。先ほども申し上げましたが、非常に広大な面積が関係してくるということで、しかも山林ということから、冶金さんから委託を受けられました、この測量コンサルさんのほうは3年がかりで取り組んできておられるということですが、その途中経過の中で、これが、公社の土地が隣接しているということから町を尋ねられたというのがきっかけでございます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 説明の中に日本冶金さんが、今回、整備をされる中で発覚したというご説明を受けたんですが、町には財産台帳というものがあるのではないかなという認識をしております。また、そういう中には売買契約、当時、加悦町であったわけですが、そういうような経過や登記がどうだとか、そういうような内容も書いてあるのではないかなと、記してあるのではないかなという思いがあるんですが、その辺につきましては、発覚という部分に関しましてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。この件につきましては、すべて書類が出てきて、すべてが把握できているという状況にはございません。例えば、この1,404平米という面積は、契約面積として違いないとは思いますが、それを示す図面等が、捜しましてもございません。経過として残っておりますのは、加悦町が丹後地区土地開発公社のほうに公共用地の先行取得等依頼書というものを出示されております。その中にA氏所有の、この土地について1,404平方メートルを先行取得してほしいという依頼が記録に残っております。それだけでして、その根拠となる図面等がございません。したがって、今回、それをきちっとさせていただいて、登記をさせて

いただくというものでございまして、随分前のことでございますので、探したんですけれども、書類的なものが、すべて出てこないということで、大変所有者の方にもご迷惑をおかけし、今回110万円の経費を使わせていただくことになりましたけれども、このまま放置することはできないというふうに判断しておりますので、この際、整理をさせていただきたいと考えております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） そうしますと、ほかにもそういうような物件というのはあるんでしょうか。例えば、この大江山近辺じゃなくても、この与謝野町内で新たに三つの町が一緒になって登記や契約の、その書面はあるけども図面がないとか、未登記のまま置いてあるとか、そういうようなことはほかにはもうないのか、あるのか、その辺は認識されておりますか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。丹後地区土地開発公社に先行取得を依頼して、随分昔は、そういう方法をとってきております。しかし現在は、公社で先行取得をしていただいたまま残っている土地というのは、現在のところはないというように思っておりますけれども、登記と、それとはまた別問題で、登記がすべてできているかどうかということにつきましては、今回、この件が出てきましたように、すべてを調査しているわけではございません。したがって、ともすれば同じような案件で登記できてないところがあるかもしれない。大変申しわけないんですけれども、そのところは不明の部分がございます。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 不明な部分があつては困ると思います。大至急そういうような確認をできるように進めていただくことが一つと、先ほどの塩見議員のお話にもありましたが、民間では考えられないという思いが、私も非常に、この件につきましても、先ほどの件につきましても、また岩滝の湾岸道路の説明を受けました件につきましても、いろんな分野におきまして、民間では常識が通るのかなという思いが非常に強く感じております。そういう中で職員の皆さん、日ごろ一生懸命人手が足らんような中で一生懸命業務に取り組んでいただいとすることは十分理解はするんですが、例えば、こういう登記に百万円かかりますよ。いうたら土地を掘ったらものが出てきました、2,000万円かかりますよ。簡単に、この予算書だけでお金がかかる説明を受ける。承認を受ける。支払われる。民間で考えますと、例えば5万円ぐらいの家を直すことについても1カ月、2カ月悩んで、どうしようかなという思いの中でやっぱり考えておられる方が、この町でもようけおられると思うんです。そういった中で、簡単に、この100万円だ、2,000万円だという数字が余りにも、民間の感覚からかけ離れた、ましてや、こういう落ち度というのか、それが業務上、仕方なく生じたことなのかは別としまして、例えば、こういう問題が起こったときに説明だけを受けてお金がこだけ出ますよ、財政厳しいですわというような感覚では町民の皆さん納得してもらえへんのと違うかなと。私らも説明を受けましても、いや、お金無駄ですよっていうぐらいしかお話ができない。決して納得がしていただけるような状況ではないのではないかなと。やっぱり日ごろ業務に当たっていただく中で、やっぱり民間では、先ほど塩見議員、言われましたように、土地を購入したら家を建てる前に、購入するまでに、ここは大丈夫なんだろうとか、やっぱり慎重の上に慎重を重ねてしていく。だけど、先ほどの答弁を聞いておりますと、京都府との契約だったから疑いはなかったというだけで、ほな

2, 000万円お金出ますよ、ああそうですかというわけにはなかなかいかないのではないかという思いが非常に強く持っております。今後こういうようなことが起こってらっては困るんですけど、もし起こった場合でも、とにかく町民の皆さんが納得いけるような説明がつく仕事を、今後も続けていっていただきたいなという思いであります。以上で質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁はよろしいか。

9 番（家城 功） はい。

議 長（井田義之） ほかに質問ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、先ほど塩見議員からありました旧加悦加工場跡地の問題についてから若干質問をしたいと思っております。

昨年6月の全員協議会の中で、私は、この土地について三つのことを申し上げたと思っております。

まず一つは、昔から、あの土地はいろいろ、いわく因縁がある土地ですよと。だからいろいろあれにかかるときには相当いろんな角度から検討していただくことが必要ではないですかと、これが1点でございます。その次には、去年の春、雪の降るころでしたが、民間の方が、あそこを売買されて、そして住宅を建設されるということで、実際に造成工事中に大変なものが出てきた。詳しくは申し上げられませんが、私も一緒に工業組合に行きまして、その実情を説明してやってきました。だから、これについては本当に慎重なのが必要ですよと。そして重ねて京都府に産業廃棄物の指導の権限がありますから京都府にも当たってみてください。私は、このことを申し上げて、当時、住民環境課長だった永島課長に私は振りました。課長どうですか。そうしたら課長は何も知らん、ご存じないんですか、知らんという答弁をいただいたわけですが、その三つのことを申し上げたと、こういうように思っております。しかし今、先ほど来のお話で聞きますと、副町長には必ずしも、副町長の琴線に触れるような話ではなく、私の申し上げたことが、そういう届かなかったんだと、こういうふうに思っております。それで特に最近、また、私、知人の人から工業組合の関係のお話を聞きまして、この土地が、どうなるとるといって工業組合に聞いたら、工業組合の役、もう理事さんだと思うんですが、いや、もうこの話は済んだと違うんかと、特に話は出ていないでと、こういうお話だったというのをつい過日聞きまして、どうも副町長がおっしゃる京都府や丹工と話を進めるとということに本当になってるんかなという懸念を持ってるんですが、実際には三者がテーブルについて話し合いを、現在までにされてきたという、そうでなく、個別に話し合いをされたらと、こういうことなんですか。そここのところからお願います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 確かに勢旗議員、昨年の議会で、ご質問がございました。そのときにも申し上げてましたように、京都府と用地の買収の話をする中では、京都府からも一切そういったお話もございませんでしたし、そういった認識もお持ちでなかったと思います。それから町の認識といたしましても、先ほど申し上げましたように、あの民間のアパート建設のときのお話は知っておりますけども、それがまさか全区域にわたって、ああいった状況があるという認識は、町のほうとしても持っておりませんでした。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、あるかないかは別にしまして、この京都府が産業廃棄物の指導監督の立場にあるわけですから、そういうことがあったということを踏まえて、ここと私は一遍話は必要ですということは申し上げたはずなんですけどね。この辺が、十分伝わっていなかったというふうに思っています、今になりますと非常に残念だなと、こういうふうに思っています。副町長、先ほど申しましたように、個別に当たられているのか、三者で話し合われているのか、そのところはどうか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それぞれ個別に話し合いを進めております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 最近、私どもにも、いわゆる議員としてチェックができてないということを厳しく言われているんですよ。幾つかの問題があるということ、私どもも言われておまして、ついせんだつてもそういうお話ございまして、その丹後織物工業組合の話は聞いたんですが、私はできるだけ早く、個別に話しても、これはまちが明かんののではないかなというふうに思うんですが、それはいろんな話の過程にあるものですから、ご検討いただいたらいいんですけどね。この瑕疵担保条項があってもなくても、私はこの民法からいけば、これは勝てるというふうに思うんですが、そのために膨大な時間と膨大な金がかかるということよりも、まず町が、京都府知事を相手取り、また丹後織物工業組合理事長を相手取って裁判ができるかということなんですよ。これできませんよ、絶対に。そうしますと、できるだけ早く私は、ある程度のところの話し合いをさせないと、私はいけないのではないかな。それから余り副町長さんに期待を、一定は何かなるのではないかなという話はあんまり希望を持たせてもらおうと、私はしんきいで、非常にこの話はしんどいと思うところから、ぜひスタートしていただきたいと、こう思うんですがいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員おっしゃいますように、このお話は確かに三者それぞれ非常に厳しい話でございます。しかし、その厳しいからといって逃げることなく、先ほど塩見議員のご質問にもお答えしましたように、そんなに悠長に話し合いを続けるということではなくて、早急に話し合いを決着をしたいというお考えをお持ちでありますので、早急に進めていきたいと思っております。それから三者での話し合いというお話もございました。それも、この間の中には、そういったことも考えたらどうかということになりましたけども、最終的には、個別の話し合いということになりました。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 工業組合は既に、その民間の、この処理をするために一定の、私は清算がされていると思うんですよ。だから工業組合は、それ認めていっちゃると私は思うんで、これは問題はないと思うんですが、ただ今の状況、昨今の今の業界を取り巻く環境等から、こういう話ができるのかどうか。それから工業組合自体が業者に責任を負わすことができるのかな。ところが、どうもこれは非常に難しいのではないかと、こういうふうに思っております、ぜひこれは

副町長も精力的に取り組んでいただかんと、私は決着は非常に難しいと、こういうことで、余り希望的な観測というのはよくないのではないかと申し上げておきたいと思っております。またほかにあるかと思しますので、私は、この問題はこの辺にしまして、次に農林課長にお伺いをします。

この農地・水・環境の関係、今ちょっと持って来なかったんですが、この事業が新たに5年間ということで終わって、スタートをするということなんですが、今度、この公共と非公共との関係でかなり変わったと思ってるんですが、どの辺が変わりましたか、説明をお願いします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。この農地・水・環境保全事業ですが、平成19年度から5年間の事業ということで、本年度終了をするということでございます。ただ、本年度、制度が改正になりまして、さらに平成23年度から5年間、向上活動支援事業というのが出てきたということでございます。それにつきましては、今まで農地・水の事業につきましては集落で農道、水路を管理をしていただく、そういうソフト事業に国から2分の1、それから府が4分の1、市町村が4分の1負担をして、そういうソフト事業をやっていたということですが、この向上活動支援といいますのは、ハード事業を中心にした事業にメニューが追加をされたということにして、今までと違いまして、業者が丸々100%請け負って施工するというのもできるということでございます。したがって、町のほうとしては、今、区のほうからいろいろと要望をいただいております。そういう農道、水路の整備というようなものが、この事業でできるのではないかとということで地元のほうに説明もさせていただいて精力的に取り組んでいくという方向で考えております。今回、出させていただきました予算につきましては、その第一次の配分が京都府のほうからありましたので、その事業費の4分の1部分を取りあえず出させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長から説明してもらいましたように、この今度の改正、非常に、私は地域にとりましては、これはありがたいと、こういうように思っております。うまく何とか使いこなすということが必要ではないかと思うんですが、既に農地・水の関係では、この地域とのかかわりが大きいはずなんですが、そのご婦人の参加、女性の参加というのが、どこでも少ないと。実際にどういうふう実績がなっているかわかりませんが、そのところは課長どういう指導を今いただいていることになりますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。この事業につきましては農家だけではなくて、いわゆる地域全体で取り組んでいくということが事業の趣旨になっておりまして、区だとか、それから婦人会だとか、そういう組織も、その組織の判断で入れていただいております。特に町のほうから女性の参加に頑張ってもらいたいというような指導はしてはおりませんが、今後、その辺につきましては検討はしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この女性の方に、活動にかかわって、ちょっと拡大して関連してお尋ねをするんですが、最近聞きますと、この活動の拠点であります農村女性の家が、いわゆるそういった地域

の方たちに利用できないようになっていて、こういうふうに聞くんですが、実情はどうなってますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。ご質問の趣旨がよくわからないわけですが、現在は、主にはよさのうみ福祉会がリフレかやの里のオープンに向けまして、そこで料理のメニューづくりだとか、そういうことを中心に使っていただいております。ただ、利用の申し込みがあった場合は、調整をさせていただいて、できるだけ使っていただけるような、そういう調整はさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私のところへ寄せられました声は、実際には利用できないと。既に与謝野町は利用の許可証を出していらっしやると、相当月間。私が聞いたんでは盆までぐらい、ちょっとわかりませんが、盆までぐらいではないかと、こういうふうに聞いとるんですが、そういうことで、例えばそこを1日使おうと思っても、既にそういう配置がされてるのに実際には使えないかと、こういうふうにおっしゃるとるんですが、そのところは課長どうかということが1点と、時間がないので、もう一つは、そういう今の条例上は、そういう団体が使うことができるのかどうか、その解釈を一つお願いします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。まず、現実問題としまして使いたいという申し込みがあった場合は、先ほども申しましたように、福祉会のほうと調整させていただいて、できるだけ使っていただくようなことで調整はして使っておりますので、その辺につきましては、言っていたらいいというふうに思っております。もう1点、婦人の家の条例との整合性の問題ですが、確かに、条例上は、そういう使い方にはなっていないというふうに思っております。ただ、現実問題として、どこかでリフレかやの里のオープンをするための準備をしていくという作業が必要なことでございますので、その辺では臨時的な措置として考えさせていただきたいということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 通常、町のほうの施設を使う申し込みで許可をする場合は、いろいろ理由が、幾つかの条件にかなう人があって、その最後に、そうした人を救済するために、その他町長が認めるものというのが大体あるんですよ。ところがこの条例にはないんですよ。目的とも一致していないということで、私は、そのことを婦人の方から聞きましたときに、どうもぐあいが悪いんと違うかなと思ったんで、それは利用ができてることならいいんですが、ただ、実際にはそういう方が何10日お使いになって、いろんなものが置いてあるわけ。それをきょう一日使いたいといって全部片づけてするなんていうことはとってできないと、こういうことなんで、そのところは課長ぜひ一つそういう、今までの利用者の立場も考えながら一つぜひお願いしたい。それから、この今の条例との関係では私は若干問題があるなというふうに思っておりますので、それはそれとわかるんですよ、政策との絡みもありまして、それは理解はしますけども、条例から読むとちょっといかなもんかなというふうに思ってるんですが、一つこれは、内部のほうで条例の審議会もありますし、一つまたご検討をいただきたいと思っておりますけども、これは農林課長

じゃない、向こうですか。この条例については。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えしたいと思います。それぞれ施設の管理条例を持っております。そういった点で不備があるなら、また条例の内部検討をいたしまして、いわゆる条例に沿った使い方をしていただくというのが趣旨だと思いますので、検討をさせていただきたいと思っております。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議 長（井田義之） ここで休憩をいたしたいと思っております。午前11時まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは平成23年度の一般会計第1号補正に対しまして質問をいたします。

まず1点は24ページの公園費、都市公園整備事業費でございますが、今回、阿蘇シーサイドパークの整備工事費といたしまして350万円の予算が計上されておりますが、町長の提案説明の中でありました11月に開催します与謝野町岩滝大名行列の開催場所になりますというふうなことを発言されましたが、今回の安全のためのフェンスは大名行列があるからされるのか、大名行列があろうとなかろうと安全のためにフェンスは必要なものか、その工事内容につきまして、まず1点質問いたします。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、議員おっしゃいましたように、波止場立町線と都市機能用地の間にあります大きな水路がございますけれども、その部分につきましてフェンスを設置させていただきたいというふうに思っております。これは平成24年度に大体、この阿蘇シーサイドパークを完了したいというふうな思いから、それに向けていわゆる安全を確保していきたいというふうなものでございまして、そういった観点からフェンスを設置していきたいと。1年前倒しをして設置していくんだという方向でおります。それから、この350万円につきましては、今、先ほどおっしゃいましたように、11月に大名行列があると。そこでその都市機能用地を使ったらどうだというふうなこともございますので、若干の造成費を見込んでおります。それはあくまでもきちっとした造成をするというふうなことでなくて、今、いうたら造成もせずに土のままおいてあるというふうな状況でございまして、多少土を入れさせてもらって、ある程度、均一状態にさせていただくというふうな簡易の造成を行いたいというふうな思いで、今回350万円を計上させていただいたというふうなことでございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは続きまして今の阿蘇シーサイドパークの件でございしますが、今、建設課長からの発言にもありましたように、平成24年度と、長く年月のかかったシーサイドパークの完成時期だということは以前から申されていましたが、ここの完成した状況は、以前、この議場でも、私も発言しましたし、ほかの議員からも、井田議長からもありましたが、どう使うものだ

と、どう利用するのかという、ただの公園だけではもったいないだろうという中で、一つの案としまして、グラウンドゴルフ場の建設といったことも提案した経過がございます。町長は早速に検討してみたいという非常に前向きな答弁をされまして、もう約3年近くたつわけでございますが、これはどのような結果になっているのか。また、完成時はどのような形で町民が利用できるのか。この点につきまして、もう1年しかございませんので、今どのようなことをお考えなのかお聞きをしたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいと思います。今、都市機能用地のことだというふうに思っております。都市機能用地につきましては、既にもう平面図を取っております、現在どういった計画ができるのかというふうなことを、今、机上のほうで作成をしております。今、設計審査委員会というふうなものがございまして、そこでは、いわゆる多目的な広がりにするべきじゃないかというふうなご意見が出ております。私どももそういった整備がさせていただければというふうにも思っておりますし、京都府等々のほうのご指導もいただくと、できるだけたくさんの皆さんに使っていただけるような公園にしてくださいというふうなことも資料として受けておりますので、そういうふうな面では、先ほど議員のほうがおっしゃいましたようなことも含めて検討させていただいて、たくさんの皆様にご利用いただけるような公園にしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 大変多額の投資をした立派な公園でございますので、ぜひ有効に活用できるよう、町民の活用がしやすい公園に、ぜひともお願いをしたいと思います。

次に、これは22ページの商店街の街路灯の維持管理事業でございます。この中の交付金という形で、補助金83万8,000円でございますが、この予算の内容につきまして、まず質問いたします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。商店街等街路灯補助の維持管理事業の中の補助金でございますが、ご承知かと思いますが、与謝野町全体の中で街路灯を区なり商店街で管理されております部分につきましては2分の1の経費の補助をしていこうという制度を持っております。今回83万8,000円上げさせていただきました。内容につきまして、岩滝地域の街路灯につきましては現在、商工会のほうで維持管理をいただいております。それを地域に管理いただくための一つの調整方法といたしまして、この2分の1補助の活用ということで、これを岩滝地域の街路灯を、現在の球をLEDにかえて、そして地元で維持管理をしていただくという形のものに対しての経費2分の1、これは商工会に対する補助ということで現在、計上をさせていただいております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それではこれについてお尋ねいたしますが、今、課長おっしゃったように、商店街が管理をしたり、商工会がしたり、地元の区がしたりしていますが、例えば、今、地元の区で、もう商店街の街路灯というイメージからよりも、それがなければ防犯灯として防犯ができないという形で区が管理している地区がございます。そういった区の管理下におけるいわゆる街路灯に

つきましても、例えばLEDにかえたりとか、こういった場合には同じような扱いがしてもらえるものかどうかお尋ねをいたします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 結論から申し上げますと、していただけるかどうかということについては議論の範疇にあるんですけども、現在の、いわゆる商店街として形成されました街路灯をLEDに、岩滝の場合は、たまたまそれができるといったことだったんですが、ほかの地区は抜本的な改造をしないとできないということで相当な経費が、支柱から全部かえていかんなんということですので、かなりの経費が要ると。それも含めてやるという話になれば、また、それは調整できる範囲にはなると思うんですけども、物理的に、今の状況で管理をしていただくことで、つぶれていけば新しくつけていくということにもなりますし、抜本的な改良については経費的なことをお互い協議すると、今の状態で管理していただくことのほうが望ましいかなというふうには考えております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） これは今後の検討事項として総務課のほうにもお願いしたいわけですが、今商店街としての街路灯という役割を、もう一定を終えまして、今ほとんどの地域が実際には防犯灯という実態が多く、各地区の区が守りをしているというのは、これは商店街が全部寄附をしたと、区に対して。中には100万円ぐらいの持参金つきの器具もございます。そういった中で、今後、これが商店街の街路灯という位置づけから生活に必要な防犯灯と、与謝野町内の防犯をするんだという役目が大きくかかわってきていると思いますので、その点につきましては十分な協議、また検討はお願いしたいと。これは1点、総務課のほうにも、また商工観光課のほうにもお願いをしておきたいと思いますので、聞き忘れのないようによくお願いをいたします。ご答弁がいただけるなら、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 赤松議員のご質問にお答えしたいと思います。

商店街の街路灯につきましては、商店街を活性化するという意味で街路灯の整備に、府も町も補助をして、商店街の活性化ということで行ってきたというように認識しております。そうした中で昨今の商店街の、言葉は悪いですけど、衰退ということもございまして、それが、街路灯がどうなのかというご質問だと思います。そうした中で防犯灯につきましては建設課、総務課、これは区域の問題がありまして、担当させていただいております。今ご質問のとおり、街路灯から防犯灯への考え方というのは、考え方として承知をいたしております。そうした中で細かい話になりますと、どうしても商店街の街路灯になりますと立っている間の距離が短いとか、それから照度がすごい高いとか、それは維持管理上の経費の問題でございます。それから、商店街の街路灯につきましても、今、商工観光課長が申し上げましたとおり、区で持ったり、いろいろな持ち方をしています。こういったことを全体的に見直して、今後は防犯灯といった考え方を取り入れた考え方ということで検討していきたいという考えは、総務課としては持っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） この商店街、今、総務課長がいみじくもおっしゃいましたように、非常に疲弊を

してまいりまして、商店街といったものが非常に困っている状況であります。そういった中で株式会社プラントといったものが進出をしようという意向のもとに、当時の野田川町では受入体制をつくられました。町道の認定もいたしました。それにつきまして、私これ再三その後の経過をお尋ねしていますが、町長も平成20年3月議会で提案者として町道認定の、私も一定の責任を感じているというような答弁をいただきました。早急に方向性を導きたいというご答弁をいただいておりますが、聞くところによりますと、いつかは知りませんが、今年になりましてから株式会社プラントのほうに副町長なり担当課長なりが訪問されたというふうに聞いていますので、非常に大切なことですので、この補正予算とは若干筋が違うかも知れませんが、もし議長のお許しが得られるならば、その今後の状況につきましてご答弁がいただければ大変うれしく思います。

議長（井田義之） 答弁を求めます。太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 失礼しました。すみません。お答えいたします。

ご指摘のとおり、3月議会に、私のほうから町長も含めてということで、一度、本社を訪問したいという答弁をさせていただいております。それを受けまして、本6月議会に間に合うようにということで訪問をさせていただきました。5月10日だったというふうに思います。副町長、私と、それから長島主幹、3名で訪問をさせていただきました。幸いにもといいますか、社長が同席をいただきましたので、社長じきじきの言葉ということで受けとめさせていただいておりますけれども、内容につきましては、結論的な形になりますが、従来から申し上げておりますように会社側としましては、今でも進出はあきらめていないという社長の回答でございました。それに対して、私どものほうとしましては、この平成18年の合併以来、話がストップしているという状況の中で、議会ごとにいろいろと質問がありますし、それに対して同じ答弁をしてきた経過があるんで、一つの線引きとして、きょうは寄せていただいたということで申し上げましたところ、やはりそういう答えしか返って来なかったということでございます。その中で、ご承知のとおり、法改正にかかりまして、あの場所では当初の計画では進出できないということにつきまして会社側は十分承知をしております、その計画変更について苦慮しているという回答もいただいております。いわゆる半分ぐらいでしか進出できない状況になっております。土地、地権者等の利害関係等も出てくるというようなこともございまして、非常に難しい状況にあるということでございます。そういった中で結論的に町としましては早急に結論を出してほしいと。例えばアクションを起こしてほしいという意味でございまして、進出したいということであれば秩序ある進出の中できちっと調整をしていただきたいということを申し上げまして、結果的に、次のアクションを起こすように要請をしてきた形にはなっておりますけれども、じゃあいつどういう形でアクションを起こされるのかということにつきましてまでは詰めておりませんが、引き続き当時の担当者を与謝野町に派遣したいというところまでは確認に行かせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 今回の補正予算とは若干といたしますか、随分かけ離れていますので、深くは質問いたしません、今おっしゃったように、やはりあの8.4ヘクタールという農地は非常に町の財産でございます。当然、個人の財産とはいえ、当町にとっても大きな大きな財産でございます

ので、それをどう利用するのかといったことにつきましては、私は、もうこれ10年以上経過しました。ちょうど10年、丸10年、11年目に入っていますが、やはり当時の町道認定も含めて、やはり本当にあの道路が必要であるならば、仮に株式会社プラントさんの寄附行為を待つまでもなく、当町の経済活性の、また地域の発展にとって必要な道路であるならば、私は建設に向けて準備をされる必要もあろうというふうにも思っています。それも含めまして、やはりある時間を費やさない程度に、いわゆる町長よくおっしゃいます合併特例債のある範囲内ということになりますと、平成27年であります、やはりそれまでには、私は一定の整理をしていただきたい。こんなふうに要望を、強く強く要望をしておきます。

それから次に、26ページの東日本大震災の支援事業の件でございますが、この中で、それぞれいろんな経費が上がっています。328万7,000円という金額でございますが、この状況を、この328万7,000円の中には災害見舞金とか補てん金とか、また、それぞれございますが、特にこの転居者、今現実に転居者がおられますので、転居者に対しての町の対応につきましてご答弁がいただきたいと。質問をいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 赤松議員のご質問にお答えします。

今、転居者じゃなく転入者の、転居者。

13番（赤松孝一） そうそう、そう、ごめんなさい。

総務課長（奥野 稔） すみません。転入者につきましては、総務課のほうで手当をしているということではございません。転入者の中で学校関係の対応については、私どもちょっと承知いたしておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 今、総務課長のほうからありましたように、今回の東日本の震災の補正の関係でございます。13万7,000円の就学援助の補助金、13万7,000円上げております。この件を説明させていただきます。プラス、今の状況を説明させていただきたいと思っております。

この13万7,000円というのは三河内幼稚園のほうに4歳児の男子1名が入園をしております。この児童は宮城県の名取市から転入ということで、4月12日の日に転入をしております。今回上がっております13万7,000円については、三河内幼稚園のほうに入園しておりますので、保育料、それから給食費、学級費、それから学用品、トータル合わせて13万7,000円ということでございます。それから、他の小学校、中学校の状況でございます。岩滝小学校のほうに1年生男子1名が東京町田市から転入をしております。この町田市というのは震災からを受けて、関東に在住なんです、いろんな放射能の関係、それから、お母さんが妊娠中ということで親元のほうに帰られておるということでございます。この児童については保護者のほうからは減免措置は要らないということで、今のところ減免措置のほうはしておりません。それから宮津市に、須津のほうに兄弟が転入しております。中学生です。したがって、橋立中学校のほうに男子1年生1名、それから2年生、女子の1名ということで、二人がそれぞれ入学をしております。この二人も名取市のほうから、それぞれ転入をしたということでございます。以上が、学校児童の状況でございます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま赤松議員のご質問の中の東日本の事業の中に扶助費でございます30万円、今回、補正予算として出させていただいておりますが、これにつきましては議員お手元の資料の中の与謝野町東日本大震災への支援状況についてという、この資料がございます。この資料の7ページをごらんいただきたいというように思いますが、この7ページの中には与謝野町の東日本大震災の被災者の見舞金の支給要項をつけさせていただいております。また、お持ちでない方については後から見えていただいたらいいというように思いますけれども、概要につきましては、今回の東日本大震災の被災により被災地から避難し、与謝野町内に住居することとなった被災者の生活を支援するため予算の範囲内において見舞金を支給すること、こういうことが書いてございます。そういったことで、ここに30万円上げておりますが、一世帯につきましては10万円、お見舞金を出させていただいて支援をさせていただきたいというように思います。今回の予算の中では3世帯分を計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま各課から説明をさせていただきました。それから50万円の補てん金というのを計上させていただいております。これにつきましては、避難者の受け入れ施設の補てん経費ということで避難者、避難者という言葉がいいんでしょうかわかりませんが、かや山の家、それから野田川のユースセンターに受け入れるということが起こりました場合、そうした手当を両施設にしていこうといったものでございます。東日本の大震災の支援に係ります予算措置につきましては、今まで給水支援とか、それから保健師の派遣をしましてまいりました。今後も、こういったことが見込まれるといったことで、普通旅費、それから消耗品、燃料費、食糧費、修繕料、そういったものを計上させていただいております。また役務費につきましては、新聞折り込みで支援物資等、また何らかの形でそういったことが必要になるということも予想いたしまして計上させていただいております。後は駐車料とか自動車借上料の使用料、賃借料といったものにつきましても支援のほうに対する予算措置といったことでございます。そうしたことで、また、状況によりまして、またこれらが9月なり、いろんな面で補正予算をお世話にならんなんというようなこともあるかと思っておりますけれども、今現在の議員さんにお配りしました震災、3月11日以来の支援状況等お配りしておりますけれども、そういった中でご理解がいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） はい、ありがとうございます。次に消防団の消防団行事の活動費補助金が4万5,000円上がっています。現在、今月26日にございます町長査閲に向けて各団一生懸命に、このお仕事が終わって、大変お疲れの時間に、多くの団員が一生懸命に練習をされています。私も先日、地元の分団を激励に行ってまいりまして、本当に頭の下がる思いで一生懸命に見ていました。そういった中で、こうした、今回の補助金につきましては、こういった内容のものかわかりませんが、やはりああいった訓練につきましては、どのように町からは援助があるのか、全くないいのか、それは手当になっているのかどうかかわかりませんが、これにつきましてはの現状を、まずお尋ねしますのと、今回の4万5,000円という内容につきましてもあわせてお尋ねをいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 赤松議員のご質問にお答えします。

まず、消防団の待遇でございます。1点目は消防団員さんにつきましては報酬を支払わせていただいております。それから訓練等、それから出火の出動等、出動手当ということで対処させていただいております。続きまして補正予算で上げさせていただきました金額ですけれども、これにつきましては消防団の支援隊をお世話になりました岩滝地域でございます。そうした中で、今、消防団の団員の皆様には年間1万5,000円の活動補助ということでさせていただいております。そうした中で、消防団の支援隊のお世話になっておる皆さんにつきましても、訓練でお世話になっております、そういった関係で1万5,000円の半額の活動補助金といったことで手当をしていきたいということで処置をさせていただいたものでございます。支援隊と皆さんと団員の皆さんが、できるだけ垣根がないようにということで、そういうようにさせていただきました。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、最後に今、報告がありました今度、新しく設立されました支援隊の現状につきまして質問いたしまして、終わりたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 支援隊の皆さんにつきましては、団の訓練にも参加をいただいているという状況でございます。

13番（赤松孝一） いや、どの分団に何名おられるのか、私ちょっと把握してませんので。

総務課長（奥野 稔） ちょっとお待ちください。

大変失礼しました。第1分団と第4分団に配置をさせていただいております。

13番（赤松孝一） 何名ずつ。岩滝方面だけですね。

総務課長（奥野 稔） 岩滝のほうで、第1分団に3人お世話になっております。それから岩滝第4分団に3人お世話になっております。

13番（赤松孝一） 計6名。

総務課長（奥野 稔） 6名でございます。

13番（赤松孝一） はい、わかりました。

議長（井田義之） ちょっと赤松議員、ちょっと待つてくれる。ここでちょっと変則になりますけれども、総務課長のほうから指定管理の、赤松議員への答弁が抜けておりましたやつを、後で答弁すると言っておられてましたやつを、この際お願いしておきます。もう質問はちょっと今回はやめてくださいよ。この次に、もしやるなら2回目にやってください。できるんだろ。奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今赤松議員のご質問ということでさせていただきます。せんだって指定管理の住所の関係がございました。それにつきまして、会期内にご返答が、ご答弁がさせていただけたらということで、今、議長のお許しをいただきまして、させていただきたいと思っております。住所の問題でございます。住所の問題につきましては、特に指定管理制度では、特段そういった厳しい取り決めをしているということはありません。そうした中で、私どもが考えますのは、指定管理者の住所につきましては公の指定管理に管理者の指定申請書を提出していただくわけですけれども、その時に法人の登記の事項証明、法人の場合ですけど、それから団体の定款、それから規約等が

ございます。そこに記載されている住所地で今後、統一をさせていただいたらなというように思っております。今現在、全体のやつの洗い出しをしております。そうしたことで住所地の変更が出てくるかもしれませんが、そうした場合は、指定管理者の住所地の変更といったことで条例の一部改正を、指定管理の、条例じゃなしに、お世話にならなければいけないかと思っておりますけども、以上のご質問のあったことに対します、私からの答弁とさせていただきたいと思っております。

1 3 番（赤松孝一） それでは終わります。ありがとうございました。

議長（井田義之） 質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは福祉課長に第1号補正、18ページの高齢者福祉費の中のお泊まりデイサービス事業について質問をいたします。事業名を聞くと、今までのデイサービス、日中一時支援にお泊まりがつくということの意味がよくわからないというふうに受けとめられるわけですが、提案説明の中では、認知症デイサービス利用者が、そのまま宿泊まで受け入れるという事業というふうにありましたが、この実証事業として、京都府がやるというのは、どういう目的を持って、どういう課題を持って取り組まれようとしているのかお聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の、このお泊まりデイサービスの事業でございます。委託料といたしまして301万4,000円、ページとしましては18ページでございます。ここにありますけれども、これは、今、議員がご案内いただきましたように調査事業ということで、今年度10分の10の補助を受けて実施するというところでございまして、内容的には、介護ハウスうえもりさんのほうに、この事業を委託するというところでございます。利用者については、そのうえもりさんを利用しておられる方、実際、今、登録されておられる方が19名ございますけれども、この方が実際のデイサービスを利用させていただいて、そしてまた、普通でしたらデイサービスでございますので、お家のほうに送り届けるということでございますけれども、どうしても、施設的に認知症のある方のデイサービスということになってございますので、お家のほうにどうしても管理ができていく方については、今回2泊3日を限度といたしまして月4回利用できるような制度として整備をいたしております。ご案内のように現在では10分の10の補助を受けてニーズ調査ということでございますので、この実績が多く、利用の方が多ければ、今後についても国、府も合わせて、この事業を継続していただけるものと思っております、今回については調査事業ということでご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の答弁だと国からの、そういう事業ということだったというふうに思いますが、それでいいのかどうかという点と、それから認知症のデイサービスをやっておられるわけですが、これ自身は介護保険事業ではないかなと思うんですが、その後、隣の部分が、こちらの事業にかかわるという形で運営されるというふうに受けとめたらいいのか、この点についてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほどは、この国、府の補助を受けてということで答弁させていただいております。

すが、補助金につきましては14ページを見ていただきますと全額、府の補助金ということになっております。今回については府の補助金を全額受けてということで、この国については修正をさせていただきたいというように思いますので、よろしくお願ひします。それと今ご案内のとおり、日中のデイにつきましては、これは介護保険で受け持つサービスでございまして、このデイサービスが終わった後のお泊まり部分については、今回のサービスで切り離して考えていくという、この同じ一日の中でも介護保険部分と今回のお泊まりデイサービスの部分と二段構えになってるということでご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう話を聞きますと現状の介護保険の制度、サービスの中では、その方が当初からそういう需要があるわけですから、ショートステイとして受け入れられないという実態があり、そういう方が、こういう形で実際はショートステイですよね、ショートステイが必要だという実態があるという中での実証事業というふうに受けとめたらよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今回の事業については、今言いましたような認知症のデイサービス事業を受けておられる方が対象ということでありまして、これがショートステイがいっぱいだから、入れないからということではなしに、突然に、どうしても家族の方で管理ができなかつたりするような場合に、この認知症のデイサービス事業所を使ってということでございますので、全くこのショートステイが足りないから、これにかわる事業ですよということではなしに、その部分も一定ございますけれども、対象者が認知症の方ということでございますので、その認知症の方のニーズ調査をやるということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ですから、痴呆の方の場合のショートステイが、介護保険サービスの中で受けられるわけですが、今の答弁だと、当初はショートステイの要望ではない方がデイサービスを利用されていて、その方が急に終わった後の家族の方の都合で泊まるのが必要だというニーズの調査の事業というふうに受けとめたらいいわけですか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） その急な受け入れも含めて、通常、計画的といひましようか、先ほど言いましたように2泊3日が限度、月4回を限度ということにしておりますので、この急な受入体制、また計画的なことも含めてご利用をいただきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） はい。そうしたら、そもそも全体の介護保険のデイサービスなんですけども、この間、デイサービスの事業所がふえているというふうには思っています。現状では、ニーズに対して与謝野町のデイサービスの事業所というのは、どの程度達成できているのか、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今ご案内いただきましたように、町内には多くの通常の高齢者のデイサービスがございまして。それと、この認知症の方のデイサービスにつきましては今回、委託するうえもりさんということが一つございまして。全体的なデイサービス事業については、ほぼご利用いただき

たい希望の方については、ほぼ充足しているという状況でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今回の事業は、先ほどあったように京都府の事業を受けるということですが、京都府は地域包括ケアの総合交付金を使って、この事業をされる。介護保険と別の予算でやられるわけですね。この関係で、来年から新たな介護保険の事業が始まるということで、今年、計画づくりが始まっているというふうに思っています。今回については二つの大きな心配があります。一つはこの間のサービスをかなりふやすということで、事業所が、先ほど言いましたデイだけじゃなくて頑張ってくださいまして、多くふえるということで、サービスがふえれば介護保険料は上がるという問題があります。これについては第7号補正で3,000万円の借り入れてる分を、返済をやめて、多分、介護保険料の引き上げを少しでも回避したいという努力をしていただけるんかなというふうに受けとめておりまして、ちょっと安心している部分があります。それでもかなり上がるのではないかと考えています。もう1点は今、国会でサービス内容の改定が提案をされ、通過し始めています。これは以前から、私が指摘してきましたように、要介護のサービスが介護保険から切り離されて、先ほどは府の地域包括ケアですが、今度は町の包括ケアのほうの事業にかかわることが指摘したとおりに提案をされてやられようとしている。このサービスが大きく削られるという問題がいよいよ現実味を増しています。これについては非常に不安を引き続き持っていますが、課長の現状での見通しについて、考え方についてお聞きをします。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 第5期の計画の中では、今おっしゃられましたように、この介護保険制度の仕組みが若干変わってまいります。そういった意味で、今ご心配の与謝野町では、この町の単独事業に変えるのか、介護保険制度で引き続きサービスを提供するのかということでございますけれども、前回にも議員さんのご質問にお答えしたというように記憶をしておりますけれども、現在のところでは与謝野町では、すべて介護保険の事業のほうで賄っていきたいということ、私自身は思っております。ただ、まだその全体像である介護保険の制度的なこと、また保険料設定の、このシステムといいたまいますか、そういったものが国のほうから最終的なものが示されておられないので、それを示された段階で、また発表できる段階があれば議員の皆様にもお知らせをしていきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この問題については、非常によくわかる形で、今あらわれていることがありますので簡単に紹介しますと、三菱UFJリサーチコンサルティングの出しているレポートの中には、この今、指摘しました形で介護保険の給付が外されて保険外サービスになるということで、この市場の成長が追い風だということで大手の介護企業に対して、こういうサービス商品を、普及に努力すべきだということを言われているわけですね。しかも、この会社が、この介護保険の計画、国の計画をつくる中に入っているわけです。こういう方が、その計画をつくる中に入って、介護保険から国民の高齢者の介護サービスを外していく形で努力をされて、そのことによって介護保険のサービスが減って介護保険外のサービス、市場がふえる。それに対して商品をつくって頑張らなさいという形でやられている。非常に、こういうことを読むと、今何をされているのかという憤りさえ感じます。そういう中で、先ほど課長が申されましたように、与謝野町としては、こ

ういう形にできるだけならないように、引き続き安心して必要なサービスが受けられるように努力していただきたいということを指摘して質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは一般会計第1号補正予算について質疑をさせていただきたいと思います。ページを申し上げますと、14ページ中段にございますふるさと納税寄附金について担当課長にお伺いしたいと思います。

この32万円という金額が出ており、総務委員会では2件の方々から寄附金をいただいたという報告を受けていますけれども、この2名の方々からということに対する課長の評価というか、どのように思われるかを、まずお伺いしておきたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。14ページの中ほどに、ふるさと納税寄附金32万円を追加させていただいております。今ご紹介がございましたように、お二人の方から23万円と10万円、合わせて33万円をいただきまして、当初予算に1万円計上しておりましたので、差し引き32万円を計上をさせていただいたところでございます。これまでから多くの方々からふるさとを思う気持ちを、このような形で、寄附という形でふるさとにお返しをいただきまして、大変ありがたく思っております。こういった寄附金を有効にお寄せいただいたまちづくりのお気持ちに沿う形で有効に活用させていただいて、大事に使わせていただきたいということで感謝をいたしております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） この2名の方々からといった件数については、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 2名の方々から、今回このように寄附をいただきましたが、これは自主的にふるさとを思う方がお寄せいただいたわけでございますので、ありがたいお2人だというふうを受けとめております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは今後、このふるさと納税をしていただける方の数を上げていく努力をされるというご意思はございますでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。あくまでご本人のご意思で寄附をいただくわけですので、こちらから催促をするものではないというふうに思っております。ただ、こういったふるさと納税の制度というのがあるということについては、いろんな方法を考えながらPRをさせていただくということは必要なんではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは、この2件という件数、ふるさと納税をしていただける方に対する、今後より一層のアプローチというのはされるお考えはないというご理解をさせていただいたらよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。先ほども申し上げましたが、あくまで本人のご意思でいただく寄附でございますので、こちらからアプローチをさせていただくということは考えておりません。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） このふるさと納税をしていただける方というのは、必ずしも町外に住み、ふるさとを思っている方々との数といったわけではもちろんなく、私が考えるに、こちらから、どれだけのおもてなしの心を、町外に住まれる方々に届けることができているのかといった、そういった密度といいますか、と比例してくるものだと考えているんですけれども、私の考えに対する課長のご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。町としての、町外にお住まいの町出身者の方々へのアプローチということでございますが、機会あるたびに、そういった方々への情報の提供なり、それからふるさとのお知らせ、こういったものをホームページ、それから冊子、それから会議等々でご説明をさせていただいて、いつもふるさとを思うお気持ちはあれど、なかなかそういうことを聞かせていただく機会が、あるいは見る機会がない方々に、いろんな機会をとらえてお知らせをさせていただくということにつきましては、今後も努力をさせていただかなければならないのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 私は、その全国の事例を見ていまして、このふるさと納税制度をよりよく運用するために、政策を合わせて提案をされていらっしゃる自治体の数がかかなりあるかなというふうに思っております。例えばふるさと納税をしていただいた方々に対して地元の特産品などを贈られるようなケースもあり、伊根町の事例を申し上げますと、例えば同窓会のサポートをしていらっしゃるったり、そういった努力をされているのかなというふうに思うんですけれども、そういったふるさと納税制度を、よりよく運用していくための独自の政策を打っていく必要はあるのかなと、私は思うんですけれども、課長はどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。このふるさと納税をお世話になりました方々に対して、これまでもいろいろなご議論があったかというように思っておりますが、現在では、初めてご寄附をいただいた方には町の町歌のCDを贈らせていただきまして、歌で聞いていただくふるさとを思い浮かべていただくということはさせていただいております。それから、今ご紹介がございましたような同窓会サポート事業、近くでは伊根町さんが取り組んでおられるというふうに承知いたしておりますけれども、当町といたしましては、同様の取り組みを今後、計画をしているというところは今のところございません。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 私はこのふるさと納税制度をよりよく運用していくために、その幾つかの政策を町独自で打っていくべきだと思っております。先般、企画財政課のほうに、例えば同窓会サポートの導入をお考えになってはいかがでしょうかといったご提案をさせていただき、課内での議

論をしていただきたいと申し上げましたが、これに関して、どのような議論がなされたのかお伺いしておきたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。議員、今ご紹介のように、当課のほうに何度か同窓会サポート事業のことにつきましてお問い合わせ等いただいております。受けました職員から、私も聞き、課内でも、そのことについていろいろと話し合いをいたしております。結論から申し上げまして、伊根町さんが独自に伊根町のカラーで、それを打ち出しておられるということは敬意を表したいところでございますが、同様のことを与謝野町として取り組むという気持ちには今のところなっておりません。一つの参考とさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） もちろん伊根町さんが独自でやられている制度だと思い、私も、それに対しては深い敬意を表するわけではございますけれども、課内で、この同窓会サポート事業の議論をなされたと思うんですけれども、何ができて何ができないかといった議論はなされましたでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。伊根町で取り組んでおられる、その同窓会サポート事業というのが、今ちょっと手元に資料がございませんけれども、一つには同窓会をされる、例えばお店屋さん、民間の宿泊施設、そういったところをご紹介される。それから町の情報を提供される。それから幹事になりかわって、名簿をいただいた方々に、ご案内を配送して、返事を受けて、幹事の役を役場が務めておられるというような概要かというふうに思っております。課内でいろいろと相談させていただく中で、伊根町さんは海に面して、民宿もたくさんございまして、宿泊をしていただける民間の施設というのも非常に多いということがありますし、観光に力を入れておられるということが背景にあるかと思っております。当町の場合は、そういった宿泊できる民間の施設というのが、ほぼないということもございまして、それから、幹事さんがしておられることを、役場がしておられることで、ふるさとに帰ってきていただくという趣旨で行っておられますけれども、役場、町として、そこまでお手伝いをさせていただくことについてどうかというところがございます。やはりそれは同窓会の幹事さんなり、民間の方が、そういった事業を手がけておられる向きもあろうかと思っておりますので、それはやはり民の世界で、ぜひお世話になりたいというふうに思っております。課内では、そのような意見から、こういった事業をやっていくということにつきましては前向きな姿勢でいるということではないということでございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ただいま、そのできないといった理由を幾つかご説明いただいたわけでございますけれども、これならできるといった議論はありましたでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。では、できることがなんだろうなということは課内でも話をさせていただいております。そういう中で、今申し上げましたようなところまでのサポートなり紹介はできかねますけれども、例えば出前講座を取り組んでおります。都会から帰って来られた方々が同窓会をされる際に、町の、いろんな情報が聞きたい、近況が聞きたいと言われます

場合に、同窓会の席上に30分でも時間を割いていただいて、そこに要請がございましたら職員を派遣して、その申し出に合った町の近況情報、これを出前講座としてお話をさせていただくとか、あるいは町のPR冊子、ホームページの紹介、こういったものをさせていただくというようなことはさせていただけるのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 確認させていただきたいんですけども、そういった出前講座というのは、現在、取り組んでいらっしゃるということだったと思うんですけども、そういった出前講座をやっている頻度というのは、どれぐらいの数になっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今ちょっと手持ちの資料が出てまいりませんので数字的なお答えはできませんけれども、企画財政課だけではなくて、ご要請に応じた、目的に応じた担当課なり係が行かせていただいて、結構年間では、ご要請がございまして、出前させていただいているという状況かというふうに思っております。数字がわかりましたらまた後日、きょうじゅうにはご報告をさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 山添議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩をいたします。
午後1時30分まで休憩します。

（休憩 午後12時03分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 席に着いてください。会議を始めます。

休憩を閉じ、会議を開き、平成23年度与謝野町一般会計補正予算に対する山添議員の質疑を続行します。最初に浪江企画財政課長の答弁から始めます。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 午前中に山添議員からお尋ねの職員出前講座の実績につきまして、まず、ご報告をさせていただきます。平成22年度の実績でございます。回数にいたしまして141回。お集まりになりました住民の皆さんの延べ人数が3,238人となっております。中身としましては学校、あるいは区、それから隣組、あるいは社協さん、あるいはグループ等となっております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。出前講座の回数といたしまして141回というご答弁をいただいたんですけども、同窓会への出前講座というのは行っていらっしゃるのでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。同窓会の場に行かせていただいたというのは、今の実績の中には含まれてないと思いますが、合併後に一度ぐらいは、たしかあったようにお聞きはしておりますけれども、定かではございません。まず、実績としてはゼロに等しいかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 午前中のご答弁では、その同窓会への出前講座も可能といったようなご答弁をいただいたと思うんですけども、この同窓会での出前講座というのは、ふるさと納税の制度を促

進していくための一つの政策としてとらえることができるのではないかと、私は思うんですけども、この同窓会への出前講座を政策として別立てで立てていただくことというのは可能なんではないでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。特に同窓会用に別仕立てという形をとらずに、現在、行っております出前講座は広くどのようなスタイルでも出向かせていただいておりますので、同窓会の幹事さん等を通じてご連絡をいただきましたら出前をさせていただけるというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） その同窓会の幹事の方々は、どのように出前講座は可能というふうに知ることができるのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。出前講座は町のホームページ等でご紹介をさせていただいているかというふうに思っておりますので、それをごらんになってお申し込みをいただく、あるいは町内へのお知らせ版で出前講座を行いますよというようなPRもさせていただいておりますので、それらを見ていただくなり、あるいは世間一般のお話の中で、こういうことができるよということを耳にさせていただいたような場合に、お問い合わせがいただけるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 現在、出前講座の告知というのはホームページを通じてやっていらっしゃるかと思うんですけども、その中に、例えば同窓会での出前講座も承るといったような文言というのは現在入っているのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。現在は入っていないと思いますので、入れさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。今、同窓会サポート事業を例に出して、ふるさと納税の促進のためにやる政策として一つあるのではないかと話をしていただきましたが、冒頭、課長がご答弁をいただいたように、そのふるさと納税というのは決して強制的なものではないし、自主的にされるものだ、私も理解しておりますけれども、自主的にふるさと納税をしていただくというのはかなり難しいことだと思うわけでございます。したがって、自主的にふるさと納税制度を知っていただき、納税をしていただくためには、やはり何かしらの努力が必要なのではないかと思うわけでございますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。あくまで寄附でございますので、寄附をしてくださいということを、なかなかPRをしがたい部分もございますので、いろんな全国的な制度でございますので、そういう中で与謝野町も、そういったふるさと納税できるんかというようなお問い合わせなり、メールなりをいただいて、それにお答えする形ではじめての方については納税をいただいて

おりますので、そういう形でお受けをしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

- 10 番（山添藤真） いずれにいたしましても、納税を自主的にしていただくと、寄附をしていただくというのは確かに言いにくいことなのかもしれないと思うわけですが、やはり、この納税制度がうまく運用されていくためには、やはり町外に住んでいらっしゃる、そして、出身者の方々を中心にするような方々に対してのアピールというのは、やはりしていかなければいけないことだと思いますので、先ほどご答弁にあったように、その出前講座を、例えば同窓会でもできますよといったような告知をしっかりとしていただきたいと思います。以上で質疑を終えたいと思います。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

8 番、浪江議員。

- 8 番（浪江郁雄） それでは一般会計第1号補正について2点ばかりお伺いしたいと思います。

最初に28ページになりますが、中学校組合の負担金についてでございますが、これ委員会のほうでも資料をいただいたやつを、私も見せてもらっておりまして、なかなか、お金の出入りを眺めておるわけですが、理解がちょっと難しいので、ちょっと内容を教えてほしいわけですが、これ負担金、例えば給食センターの整備費1,853万5,000円の与謝野町の割と宮津の割とありまして、与謝野町の割が支出をされております。そのほかにも学校のこのうちの与謝野町分1,199万4,000円ありまして、そのほかには学校の施設改修費の与謝野町の負担、それから耐震にかかわるとか云々あるわけですが、これの歳出と今度、入りのほうに入りまして、それから、この提案説明の中で合併特例債を使ってというような話があったと思うわけですが、それで今度、歳入のほうを見ますと、このセンターについては中学校組合のほうから宮津分、与謝野分含めて入ってきておるわけで、しかし学校のほうにつきましては、これちょっとその分が少ないといえますか、数字が合わないというか、このあたりの説明をちょっとお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 質問にお答えをします。予算書のページでいきますと28ページということでございます。一番上の中学校組合負担金ということで5,485万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、純粹に与謝野町から中学校組合のほうに出させていただく負担金ということなんですけども、この負担金の中には、三つ事業が分かれておるというふうに考えていただいたらいいと思っております。この負担金の考え方につきましては、これまでどおりの1年前の、今回でいきますと平成22年5月1日現在の橋立中学校に在籍してます与謝野町と宮津市の生徒さんの数の案分ということで、与謝野町が0.6471で、宮津市が0.3529ということで、まず1点、ここで押さえておいていただきたいと思っております。まず一つ目といいますのが、橋立中学校の学校給食の実施に伴います負担金がございます。これにつきましては校舎の改築、橋立中学校の配せん室を改築して設けますので、その費用が1,188万6,000円と、それに伴います備品が134万6,000円ということで合計で1,323万2,000円になります。これの与謝野町の持ち分というのが856万2,000円というのが、まず1点でございます。それから2点目ですけども、今度は給食センターの施設整備ということで、この橋立中学校の給食を行います上で給食センターの施設整備も必要になってまいります。

具体的に申し上げますと、配送用のトラック、それから、それを格納します車庫、それから配送のときにトラックに積み込みます保管庫等々の備品が必要になってまいります。これが1,853万5,000円ということで、これの与謝野町持ち分が1,199万4,000円ということになります。それから三つ目が橋立中学校の耐震化工事に係る負担金ということなんですけども、これにつきましては、当初、橋立中学校の校舎の耐震化工事につきましては橋立中学校組合の予算の中で5,300万円の起債を、組合債を発行して事業を実施する。

言いかえますと、中学校組合で起債を発行して後年度償還に係ります負担金を与謝野町なり宮津市からいただくという考えでおったわけなんですけども、与謝野町と宮津市の財政当局も含めまして協議をさせていただきました結果、中学校組合で直接組合債を発行するよりも中学校組合の組合債の発行を取りやめて、その5,300万円を全額、与謝野町なり宮津市が負担金として払うということにして、その負担金について、それぞれの町が起債を充てて資金調達をしたほうが有利になるという考え方がございます。その中で与謝野町の場合は、合併特例債を、これに充当させていただいて借り入れをして負担金に充てると。

それから宮津市さんの場合は、これは確定ではない、恐らくそうなるだろうと思うんですけども、過疎債を充当して負担金に充てて中学校組合に支払われると。組合で起債を発行しますと義務教育の施設整備事業債ということで交付税算入が約半分ぐらいしかございませんけども、合併特例債なり過疎債ということになりますと70%が元利償還金で返ってくるというふうなことになりますので、今後の財政状況を考えた場合に、どちらも有利になるという利点がございましたので、今回、そういう振りかえをさせていただいて、この3本を足しますと与謝野町の持ち分が5,485万3,000円になるというふうなことで、今回、出させていただきました。1点わかりにくいというか、これが正規のお金の流れだと思うんですけども、与謝野町の施設である給食センターを整備するのに、一たん与謝野町も中学校組合に負担を払って、それで宮津市の負担と合わせて中学校組合から給食センターというんか、与謝野町に入れてくると。本来うちの施設ですので、うちは負担金を中学校に払わずに一般財源で対応してもいいんかなと考えたんですけども、そうしますと、中学校組合のほうの決算に、与謝野町から、これにかかる負担金を払ったという決算が残りませんので、過年度で、どうして与謝野町は、この整備のときに中学校組合に負担金を払ってないんだというふうな疑問点が出たときに、やっぱりお金の流れというのは一定ルールどおり流したほうがいいんかなということで、ちょっとわかりにくいんですけども、そういった誤解をさせてしまうような感じの予算措置になったということでございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、説明をいただきまして理解することができました。組合債のかわりに合併債かなと思っと思って、ちょっと計算が合わんな思っと思ったんですけども、負担金を合併債でということと理解いたしました。それから今回、中学校を、こうやって給食ができるわけなんですけども、これは担当課のだれでもいいんで答えてほしいんですけども、加悦中学校が、この建てかえに向けて動いております。それから、今、橋立中学校も、こうして給食の整備のほう進めておられます。学校の再編にかかわりまして、こういった動きが影響するのではないかなという声をお聞きするわけです。例えばうちの中学校は大丈夫なんかなという。こういったことを踏まえての整備、今回、こういう中学校の建てかえ、加悦中の建てかえ、それから、橋中の給食の整備、こ

ういったことが将来的な、そういった学校の再編なんかに影響があるのかなのか、また、こういったことがどれぐらい後々、考慮するべきことになるのか、このあたり考えがございましたらお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします、ただいま今田議員の一般質問の中で、学校の適正規模、適正配置についての質問がありました。その中で、町長の答弁の中にごございましたように、今、教育委員会で、その適正規模、適正配置について鋭意検討し、間もなく町長のほうに、そのまとめを出すことができるんじゃないかと、そのように思っております。その中でやはり将来を、やはり展望していかなければならんわけですけれども、私どもとしましては、それらも展望しながら検討をしていくところでございます。それと、橋立中学校の給食とは、これはもう別問題だと思いません。給食は今の問題でございますので、それは私ども、そのように認識しているところです。いずれにしましても、一つの将来に向かってのことを検討しているわけですので、それらも視野に入れてやっているつもりでございます。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。以上です。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 確かに給食は、これは今の問題であります。これは理解しとるわけですが、加悦中学校が、こうして動き出しまして、そういったバランス、これが一つ大きく動いてきたといたしますか、こういった中にある今回の、こういった事業でございますので、ちょっと質問させてもらったわけです。

続きまして、午前中からいろいろ出ておりました18ページにあります地域福祉空間整備事業2,000万円でございますが、塩見議員と、それから勢旗議員のほうからいろいろと質問ございまして、答弁もいただいております。その中でやはり答弁を聞いておりましたが、もう一つ私なりに納得できないなどいいますか、疑問が残りまして、ちょっと質問させていただきますが、まず、せんだって行われました全員協議会におきまして、この件に対しては、私も何点かお伺いをさせていただきました。そこで今回、この2,000万円、工事は1,900万円でございますが、2,000万円という金額は非常に大きい金額でございまして、全員協議会の時にちょっと試算のほうお聞きしましたが答弁がありませんので、今回2,000万円、1,900万円出ております。これ造成費がたしか800万円ぐらいだったと思うんですけど、その約2.5倍ということで非常に高額でございまして、この2,000万円の内訳といたしますか、何に何ぼかかってとか、そういうのがもしわかりましたらお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 造成費の内訳でございます。その土地を掘って廃棄物が出てくれば、当然それをしかるべき法律で定まった処分場まで搬送しなければなりません。その掘削であるとか、その除去であるとか、搬送費用もろもろを含めての値段でございます。まだ詳しい設計を組んだ数字ではありませんけれども、もう少し概略的なことは福祉課長から申し上げたいと思っております。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の、この工事請負費の1,900万円の内訳ということでご質問いただいておりますが、今、副町長が答えましたように、この造成費、この中には造成費分と、それから埋設物の処理の分に係る工事費用が入っております。ご承知のとおり、まだ全面的に掘削といい

ましようか、掘り返しておりませんので、最終的な数量等によって処理費が変わってくるわけ
でございますので、現在の段階では申し上げましたように、造成費分と埋設処理分と合わせて
1,900万円ということでご理解いただけたらありがたいというように思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） はっきり中はわからないで、内容によっては、もしかしたら、もっとかかるかも
わからないというような意味合いでとれたわけですが、午前中の質疑の中でも、すぐにでも取り
かかりたいみたいな話で、ある程度細かいところまで数字が出てののかなと思ったわけですが
でも、まあそうではないということでございます。それから、いろいろと午前中も出ておりました
けども、塩見議員の答弁の中で、たしか副町長のほうが、着工までには話し合いがつくか、もし
くはちょっとずれ込むかなというような答弁があったとっております。というのは秋ぐらいで
すから、8月ぐらいには決着がつくような思惑があるのかなとっておまして、それならば、
もう後一月、二月でございますから、そこにきて、今、慌ててこういった、どうなるかわから
ないのを執行するのはいかがかなと思おまして、このあたり、それから再々答弁の中でも工期を優
先したいという答弁がございまして、私も全回も言わせてもらいましたけども、この福祉施設は
非常に利用者の方々も待っておられますし、ほかには、そこで働きたいという方の声も、ちょ
っと数名ほど私も聞いておまして、そういった雇用の期待もある施設でございます。それは十分
わかるわけですが、工期を優先したい、これもわかるんですけども、例えばその工期、なかなか
工事というのは、どんな工事でもですけど、おくれることは多々ございます。先般、あれは一般会
計でしたかな、補正か何かで繰り越しがありまして、建設課でしたか、雪のためにおくれたとい
うような、なんかそんなようなものがありましたし、そのほかには、いろいろと自然災害でありま
すとか、そういった、今でしたら建設業者の資材の調達がおくれぎみ、これからますます復興が
進んでいきますと、そういったこともますます懸念されるのではないかなという、そういうこと
を思おまして、工期を優先に、すべてこれが許される、許されると言えば変ですけども、こうい
う優先される問題ではないんじゃないか、それとは別ではないかなというふうに思おまして、
ここにきてまあ、一月、二月、三月おくれても、先ほど補助金のことも言われましたけども、
それもそんなに影響ないのではないかなという、工期完了するのが少々おくれても、またいでも、
こういうふうに私は思つとるわけですが、このあたりちょっと認識を伺っておきたいと思おます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 幾つかお尋ねでした。まず1点目、造成工事費の事業費についてであります。ま
だ、実施設計を組んだわけじゃないんで福祉課長がお答えいたしましたように、中に埋まってま
すボリュームも一応マックスで算定をいたしております。一定、役場の建設課の職員に現況を見
させまして、中に埋もれておるであろう廃棄物の量も一定推測をいたしまして、マックスで設計
といたしますか、金額をはじき出してます。ただ、先ほど申し上げましたように、実際に、どのぐ
らい出てくるのかによって金額が変わりますし、これからいよいよ設計を組んで金額は明らか
になると思おます。それから2点目、関係者の話し合いの絡みですが、先方からは、いつまでも、
この問題を引っ張るつもりはないと、短期間で話し合いを進めたいと思つてるといってお話は伺
つてます。ただ、それはそれぞれ大きな組織でありますので、組織内部の意思決定を最終的にき
ちと済まそうと思えば、議員が言われました、例えば秋の着工に不安があるということで今回、

提案をさせていただいております。それから私の言葉足らずであります、5月12日に、この場で6月の補正予算をお願いしたいというお話をさせていただきましたときには、補正をお願いしたい理由として2点申し上げました。1点は、先ほど来、出てます工程の問題、それからもう1点は、産業廃棄物処理法では、実際に掘り出したものが第一義的には廃棄の責任を負うということになっておりますので、この法律の趣旨からいいますと、町が予算化をして一定きちっとした処理をするということになっておりますので、この2点の意味合いから今回、提案をしておるということでもあります。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、前回5月12日の全協ですが、このときに言った2点、言われましたけども、ちょっと2点目のほうは、ちょっと私、記憶にないんですが。それといろいろとあるわけですが、工期のほうは、これは平行線かなと思ってるわけですが、次に、この提案説明の中で2,000万円の財源の話をして、この中で、提案説明の中で合併特例債を使うと。しかも、それが仮の財源としてというような提案説明があったわけですが、私、この仮の財源というのは何かないかと思っていて、仮の財源に合併特例債を使うと。この合併特例債の使い方が、これはルール上正しいのかなというふうに思っておりまして、いうのは、これ本来、私の考えですけども、本来これは町が片づけるべきものではないわけで、この辺の認識は恐らく副町長も一緒だと思うんです。前回の全協でも、そういった本来、町が払うべきではないという、この認識は一致しと思うんですけども、ということは本来払うべきでない、ほかに、これを払うべき人がおる人に対しての、いうたら合併特例債を使うというような解釈もできるわけですね。それで、このこういうことがもし、まかり通るのであれば、合併特例債って何でも使えるんじゃないかなというふうな飛躍して考えができるわけですが、この辺についてちょっと認識を伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず1点目、5月12日の全員協議会のお話ですが、ここに私の口述を持っておりまして、確かに私、そういうふうには申し上げました。これは法律の第3条で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないということの意味でございます。それから、財源の話をおっしゃってました。合併特例債を使うということではありますが、その考え方については、また企画財政課長からお答えさせていただきますが、あの土地は、あくまで京都府から買い上げました町の土地であります。町のほうで造成をするということになっておりますので、当然、町も造成の責任はあるわけでありまして、ただ、議員が言われますように、その過程で出現してまいりました廃棄物についての、その処理の仕方、あるいは、その負担の仕方については、また、今、進めておりますように、一定の話し合いをしなければならないというふうに思っています。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。合併特例債は合併後10カ年度に限り発行ができるということでございますし、旧町を超えて新町の地域振興、一体感の醸成、こういうことに貢献する事業というものに活用ができるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それはわかるんですけども、私がお聞きしたのは、本来、町がすべき2, 000万円じゃないですよ、これは。いう認識でおどると思うんですけども、それに対して、言うたら、本来だれか、ほかの人がこれは片づけるべきで業者なのか、持ち主なのかわかりませんが、その人が払うべきものに対して今、合併特例債を使うわけで、これはちょっと規則的に、間接的というんですか、ちょっとそういう解釈ができるのではないかなと思うわけですけども、このあたりどうですか。もう1回お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどお答えいたしましたように、造成の過程で出現してまいりました廃棄物の処理については一定、関係者で話し合いをしようということで、この間、話し合いをしています。しかし、そのほかの部分については当然、町が持たなければならないというふうに考えてます。

議 長（井田義之） ほかに質問ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） 一連の福祉空間の問題で2、3お尋ねしたいと思いますけれども、今、副町長のご答弁を聞いていると、ますますどう判断していいのかわからんようになってきてますね、今の浪江議員の話も、要するに合併特例債は、そんな瓦れきを片づけるようなことに使っていいんですかと、その趣旨を聞いておられるように私はとらえたんですけども、合併特例債の本来の趣旨だけを言ってもらっても答弁になってませんし、大変難しい問題だなというふうに思ってます。

しかしながら、私たち民間がものを買ったときには、けさほども質問されましたけど、塩見議員が質問をされましたけれども、我々が民間で取り引きするときには、やはりどんなことがあるうと、その形を買ってしまったら、買ってしまったもの責任というものがあまして、そのことは、私も理解できます。それが工事をすることによったり、いろんなことが起きるにしたがってトラブルが発生したときに、法的にいくと、けさほどもあったように、確かに町のほうに訴訟には勝つかもわかりません。そんなふうには思ってますけれども、京都府、相手が丹工だとか、京都府だとかいうことになると、当町として、そんな品の悪いことはできません。ですから。副町長のおっしゃる話し合いで解決がつけたいというふうに思ってますけれども、副町長の答弁を聞いてますと、ほんなら、1カ月後に話を決めてしまうとか、2カ月後に決めてしまうとかいう腹が見えないんですね。そこはどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私の腹が見えないというお話ですが、十分納得いただける答弁にならないかもしれませんが、今おっしゃいました三者、与謝野町を含めまして。現在の関係者は、それぞれいろんな思いを持っています、この産業廃棄物の処理に当たっては。しかし、お互いに言いたいこと、思っていることがあるんですけども、そこをぐっところえて、こらえてという言い方はおかしいですけども、現状を見ながら一生懸命お互いに歩み寄って話し合いをしようという状況であります。

したがって、議長が言われますように、じゃあ秋には福祉施設の現場を動かさないかん、だから例えば、8月中にはどうしても決着をつけようということで、三者が話し合いのテーブルに、同じテーブルに座るとか、そういうことにはなっておりません。午前中、申し上げましたように

個別に話は進めておりますので、そういう三者がそろった話し合いは持っておりませんが、個別の話し合いの中で、先ほど申し上げましたように、例えば京都府にしても、あるいは丹後織物工業組合の、今の責任ある立場の方々にしても、それぞれ言いたいことと申しますか、いろんな思いがあるんですけど、それをぐっと飲み込んで、今の現状を見る中で、一生懸命話し合いをしていこうと、そして、現場が動く秋までに話し合いが決着しないかもしれませんけども、一生懸命話し合いをして、早期に解決をしようということになっておりまして、私の腹をとお話でしたけども、十分ご理解いただけたかどうか、わかりませんが、今はそういう状況でありますし、午前中から話が出ていますように、早急に話し合いは詰めていきたいというふうに思っています。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 副町長の言いたいことが言えず、お互いに心をさぐり合いながらというのか、申しておられる謙虚な気持ちはよくわかるんですが、その気持ちはよくわかるんですが、何でもですけれども、相手と何か交渉をするときにはですね、相手の出方によって、そのニュアンスを自分がかみみますね、そのニュアンスをつかんだ中で、よしこれなら2,000万円組んでも必ず話し合いができるというふうに腹をくくられるのか、そうではなしに、何らわからんけど。やらなしゃあないで2,000万円組むのと、大きな違いがあるんですよ。そこだけが私は知りたいんです。

副町長が双方に、丹工さんの担当者の方、それから京都府の担当者の方と話して、そして、そのニュアンスの中で、よしこれなら必ず話し合いはつけれるという腹があって、そういう読みがあって、初めて、そうならちょっと冒険だけれども予算を組んで、先にやっつけてしまおうというふうに、私ならそう思うんですし、副町長が責任ある人として、その話を進めるには、余りにも、そこが見えてこないんですね。私はそこが見えれば、皆さん、副町長の苦しい答弁を、そのことに反発をしたりとか、何とかという問題ではない、この町にとって福祉の問題はどうあるべきだということで、大切な事業なんだとか、そうではないんだとかいうことを判断するだけで。副町長の判断で、この事業をとめるとか、とめないとかいう問題の判断はしてないんです。

私はこの町にとって、福祉がどうあるべきかということの判断がしたいために、この質問をとるんですが、副町長、我々は、何か事を進めようと思えば、自分の腹で、そうならいよいよあかなんだときには、自分が責任取るというぐらいなつもりで、先送りして話を持ち出すんですけども、何か、この団体というのは大ざっぱに、だれが銭を出すんかわらんようなことですね、痛くもかゆくもないから、こういうふうになってるようにはしか見えないんですけども、町長、その腹が、副町長のそこが聞きたいんですけど、もう一度ご答弁願います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃいました、前者と後方で申し上げますと、当然、前者です。後者でおっしゃいました、何とはなしにやらないかんから、なんてことで、この話し合いを進めておるわけではありません。

それから、もう少し具体的にお話ができればいいんですが、例えば、それぞれの組織のだれを相手に、いつ、どんな話し合いをして、今どういう状況でということがもう少し詳しく申し上げられたら、議会の皆さんにも十分ご理解、ご納得をいただけると思うんですが、それを申し上げ

てない中では、なかなかご理解は難しいだろうというのは、私も理解はできます。

例えば、京都府の組織にあって、府庁のしかるべき責任を持った方とお話をしてます。一係長や課長とかという段階ではありませんので、当然、責任を持ったお答えや話し合いが進んでいると思ってます。

それから同様に、丹後織物工業組合についても、責任ある方と、この間は話し合いをしておりますので、その前言を翻したりとかいうことはないというふうに確信をいたしております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですとですね、1カ月、2カ月後には、必ず話をつけるというあたりは、副町長どうでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 期日を切らせていただくのは少しご遠慮させていただきたいと思います。

それぞれ、丹後織物工業組合にいたしましても、京都府の組織にいたしましても、それぞれしかるべき意思決定、期間決定の場がありますし、私が、それぞれの団体の職員といえますか、それぞれの団体に属してる立場でありませぬので、この場で期日を明言することはご遠慮させていただきたいと思いますが。

何遍も申し上げますように、この間、手をこまねいてるわけじゃなくて、例えば具体的に、こんな方法ではどうだろうという打診があったところもありますし、それから何月というお話はありませんでしたけども、自分としては、もう早急に、この問題を片をつけたいと思っているという責任ある立場のご発言もありましたので、そういうところでご理解を賜りたいと思います。

何月までに片をつけるということは、ちょっと私の口からは差し控えさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 副町長も、相手方と十分話し合いはしていただけたと思いますけれども、今の段階で、一般会計の中で、補正の中で、この話が出てます。もういよいよ決裁というんか、可決、否決を決めていかんなんわけですけれども、非常に、そのあたりが、私も悩んでおりますけれども、副町長のご答弁の中で、私は、この福祉の施策の是非を決めるということはありません。この町にとって福祉の事業が大切かどうかということで、決めていきたいというふうに、私は思っておりますので。そこでですね、町長、福祉の今の施策、4団体と話をされとる中で、本当に、このことが、工事が伸ばしてでもやられるのか、そうではなしに、もうすぐ、それをかかってしまわんなんのか、その辺の話し合いのことが、私にはわかりませぬので、町長の思いをお聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 府から町が買い取りまして、その土地の活用について、本当に、それぞれの法人が一つの目標に向かって福祉の地域をつくっていかうという、そういう思いにつきましては町としても本当に、そうした自主的な試み、また、そうしたものを進めていかうとしておられる、そうした団体の気持ちを思いますと、やはり町は、できるだけ早く町の責任で、それぞれのスケジュールが決まっておりますから、そうした方々がきちっと安心して、工事の造成を進めた後の建設ができるようにしていくことが、まずは町の責務ではないかなというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 終わります。

議長（井田義之） 皆さんにお願いをいたします。

この今の地域福祉空間の質問につきましては、皆さん、一生懸命質問をしていただいているようでもあります、行政からの答弁はなかなか進まない、第三者がありますので、これ以上の答弁を求められないというふうに思います。

そこで、別の角度からの質問をお願いをいたします。質問はしてください。だけど同じ質問を繰り返さないようお願いをいたします。これまでずっと順番にされた方の質問を聞いておられたと思いますので、同じ質問を繰り返さないようお願いをいたします。

17番、谷口委員。

17番（谷口忠弘） それでは、一般会計の補正につきまして、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

私は、35ページ、これをちょっと質問させていただきたいと思うんですけど。

要するに、地方債の23年度の一般会計の起債の残高の見込額ですね、これは掲載をされてる資料でございますけども、これによりますと、平成23年度末現在高の見込額が146億3,310万7,000円ということの見込みということで表示をされてますけども、一般会計の、この補正でも合併特例債を使った事業が、いろんな形で顔出しをしております。最近、浪江議員のほうからも指摘がございました。その件もそうですけども。

この146億3,310万円の中で合併特例債、これの起債残高、これいろんな事業費の中に組み込まれていると思うんですけども、この中で合併特例債の起債残高をお尋ねしたいというぐあいに思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

補正予算書35ページに、いわゆる起債の残高を掲載しております。議員のほうからは、一番右下の146億3,310万7,000円、これの数字に対してのご質問なんですけれども、この数字は平成23年度末現在高見込みとなっておりますので、恐れ入りますけれども、平成22年度末の現在の数字、この表でいきますと左から三つ目の合計の欄のところなんですけれども、143億8,898万6,000円、これが平成22年度末現在の起債の一般会計分の残高ということでございますので、これに対する比率でございましたら算出をいたしておりますので、これでかえさせていただきたいと思っております。

一般会計全体の起債残高は、今、申し上げたとおりでございます。それに対しまして、合併特例債の平成22年度末の現在高は39億5,497万3,700円となっております。したがって、率まで申し上げますと、先ほどの数字で割らせていただきますと27.5%になってございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） そしたら、もう1点お伺いしますけども。23年度ですね、合併特例債の起債の予定額というのがあると思うんですけど、幾らぐらいになるでしょう。

議長（井田義之） 谷口議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

2時40分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 2時27分)

(再開 午後 2時40分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、会議を再開し、一般会計補正予算1号に対する谷口議員の質疑を続行します。

浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) 答弁が遅くなりして、大変申しわけございません。

休憩前にご質問でございましたのは、平成23年度の一般会計におけます合併特例債の借り入れ見込みでございます。6億3,290万円でございます。

議長 (井田義之) 谷口議員。

17番 (谷口忠弘) 私は、一般質問で合併特例債のことについて何点か質問させていただきました。

合併特例債というのは、今年度の補正予算でもそうですけども、ちょこちょこちょこ顔出しするんですよ。この全体像がどうもつかみにくいというような形で、私は今回、一般質問させていただいたわけなんですけど、この合併特例債という枠組みだけで考えるとね、いろんなちよっとこれはどうかなという点が見えてくるわけなんですけども、お伺いした中では、現在までの合併特例債の発行金額は約41億5,000万円と、現在、償還しておりますんで、先ほどのお答えでは39億円ほどが残高として残っております。

先ほど言われました6億3,250万円ですか、これが23年度発行予定であると、こういうふうなことだろうというぐあいには思うんですけども、たしか私ですね、新年度の3月で合併特例債の、本年度の発行予定額は幾らですかと聞いたときに、そのときは企画財政課長は、前の吉田課長でしたけども、そのときのお答えでは4億6,570万円というぐあいにちょっとお聞きしたと思うんですけども、その決定額というのは年度当初、企画財政課でいろいろ取りまとめてお考えになるんだらうと思うんですけども、私は最初、そう聞いたと思うんですけど、その辺の誤差ですね、私の間違いかもわかりませんが、その点も含めてご答弁をお願いしたいと思うんですけど。

議長 (井田義之) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) お答えいたします。

23年度の合併特例債の発行予定額は、今4億幾らと聞いたというふうなことでございますが、平成23年度の当初予算書をごらんいただきますと、324ページでございますが、これの、ここに起債の一覧を載せておりまして、上から二つ目に一般単独事業債という表記をしてございますが、これがいわゆる合併特例債というものでございます。

この欄の平成23年度中の起債見込み額として6億3,290万円を計上させていただいております。先ほど私が申し上げました数字と、ここで合うということでございますので、これが平成23年度中に見込んでおる合併特例債の予定額ということでございます。

議長 (井田義之) 谷口議員。

17番 (谷口忠弘) それとですね、もう1点ちょっとお聞きしたいんですけども、合併して、平成18年に合併特例債を使い始めたわけなんですけども、5年間、今回も補正で合併特例債を使うという案件が出ておりますけれども、全体の、この5年間の全体の起債ありますよね。この5年間、

合併特例債を使った、この5年間、全体の起債額に占める合併特例債の割合というのはどれぐらいになりますか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

あくまで、合併前から引き続き新町が受け持っているものを除いてというお尋ねかと思います。合併後に借り入れました一般会計分の起債の残高は74億4,990万円でございます。あくまで起債の残高でございます。これに対しまして、合併特例債の起債の残高は、先ほども申し上げましたけれども39億5,497万円でございますので、割合にいたしまして53.1%、約半分を合併特例債で活用しているという状況でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 特例債はですね、確かに有利な起債ですから使えるだけ使うというようなこともわかりませんが、今回の補正をちょっと見ておりましたが、要するに安易に使いやすいと言ったら語弊がありますが、有利な起債ということで、非常に使いやすいということで、これはいかなもんかなというような事業ですね、こういうものに対してもいささか使われているような嫌いがあるんですけども、先ほどの浪江議員の質問もございましたけど、この辺、使い方といいますか、使う事業といいますか、その辺は十分に精査をしていただいておりますけど、その安易に使うということら辺をどのように考えておられるのか、その点をちょっと伺いたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

決して安易に、合併特例債が有利といえども、それを安易に使おうという意識でおるわけではございません。合併特例債の発行限度額というのは、かなりもっと高い額でございますので、それを現在、約3割程度の活用だというふうに認識しておりますけれども、有利だから合併特例債を幾らでもということではなしに、本当に要るものについて精査の上で活用をさせていただきというふうに考えております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 突発的な事業とか、いろいろあるとは思いますが、私は基本的に考えるには、合併特例債というのは、要するに将来の投資ですよね、それが中心だと思うんですね。だから、補正でばんばんばんばん出てくるのではなしに、年度当初予算で、やっぱりことはこういう事業をするんだと、こういうことに合併特例債を使うんだというような形がね、本来の形ではないかなというぐあいに思うんですね。

要するに、こまごまこまごま出てくるものですから、なかなかチェックがしづらいと、全体でどうなっているんだということはなかなか掌握しにくいと、こういう嫌いがあるように思うんですけども、その点について町長は、この合併特例債の使い方といいますか、将来計画、持続可能なまちづくり、こういうようなのを目指して合併特例債を使おうとされてると思うんですけども、その辺も含めてですね、質問させていただきですけど、何かご答弁がございましたらお願いいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 合併特例債を何でもかんでも使うという、そうした考え方はございませんけれども、しかし、先ほど来、出てますように、やはり突発的に、それに見合う有利な、同じ起債を起こすにしても有利なものがなければ、そうしたもので対応することも、これは同じ借金を残すのであっても、少ない額で残していくということも必要ではないかなというふうには考えております。それらにつきましては、使い方につきましては、その都度、議会へ提案させていただいておるわけでございますので、そうした中でのチェックも必要かというふうには思っております。

ただ、大きな目的を果たすために、どうしても、そうしたものをクリアしないとできないことにつきましては、やはりそうした点のやっぱり議会の理解が必要かというふうには考えております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 合併特例債の可能金額は、地域の振興基金、積立金ですね、これも含めて128億5,000万円というぐあいにお聞きをしました。

それとですね、幾らお使いになるんですかということをお聞きさせていただいたら81億円というようにも聞かせていただきました。これは全体で63%、予定の充足率といいますか、63%ぐらいになりますね。

ちょっと近隣の市町村ですね、というのは京丹後市をちょっと見てみましたら、京丹後市は合併特例債の可能金額は約400億円弱ぐらいですね。これは新聞等々で書いてありましたので確認はしていませんけれども、合併特例債の起債を50%以内に抑えたいと、200億円以内ですね。これは地域の防災無線とか情報とか、そういう面に使いたいということは新聞に書いてありましたけど、当町は大体63%ぐらいになるようでございますけども、この辺の何といいますかね、兼ね合いといいますか、それが後の起債の償還に非常に響いてくるんだろうないうぐあいに思うんですけども、この辺は他の市町村と比べて、何かお気づきになっているところがあれば、お聞かせいただけたらと思うんですけども。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

数字的には議員が今、言われましたところで、現在、推移をしている、あるいは見込んでいるということでございます。

他の市町村との、合併をした町の市町村との比較でございますけれども、それにつきましては合併特例債以外にも辺地債、過疎債など、それよりも有利なものも、制度もございますので、それらに指定された市町村と、そうでないところ等もございますので、一概に比較をするということとはなかなか難しいのではないかなというふうには思っておりますので、それ以上のお答えをさせていただけるところはございません。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 合併特例債については、これぐらいにしておきますけども、合併特例債の中に地域、先ほどいいましたように地域振興基金というのが積み立てをしておられますよね。

借金して積み立てをするというのも、ちょっとおかしな話かもわかりませんが、有利な起債ですので、今のうちに借金をしておいて、33年の、非常に厳しい財政状況になることは予想されますので、その分を蓄えておこうと、こういう気持ちで地域振興基金を積み立てておられるというぐあいに思うんですけども。

それと減債基金も、これは合併特例債と関係ありませんけど、12億円積み立てをすると、10年間かかって毎年1億円。こういったことがありますよね。財政シミュレーションですね、私もいただいておりますけども、平成31年ぐらいまでの起債しかないんでね、これ一体33年がどうなるのかと、12億円の交付税の減額ですね、この基金の積み立て、これを含めて、どのような財政状況になるのか、その点をですね、これお願いですけども、ぜひ33年以降の財政シミュレーションもぜひ提示をしていただいて、資料を、できたらいただきたいなというぐあいに思いますけど、課長どうでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

資料につきましては、まことに申しわけございませんが、なかなか先を見込むということは難しいところがございますので、考え方、それから現時点での目標、こういったところをお話をし、ご勘弁がいただきたいと思っております。

先の平成22年度の専決補正予算で、減債基金に1億円積み立てを行うというふうにさせていただいております。このようにさせていただきましたのも、減債基金は意識的に積まないが残っていないと、財政調整基金と違うというところがございますので、まずこれをスタートさせていただきまして、来年以降も1億円ないし2億円、できれば、そういった額で積み立てを行っていききたいというふうに思っております、何か一つの通減対策に向けて目標を持たないといけないうことで、財政としましては、一つの目標として、かねて申し上げておりますように、交付税が平成33年度から一本算定となり48億円ピークに予定されている交付税が12億円減額されて36億円程度になるというふうに見込んでおるということを申し上げておりますが、その減額となる12億円を平成27年度までに目標として積み立てていききたいということを考えております。これだけでは、まだ、1年に12億円減額になるわけですので、それ以降の保障がないということになります。

したがって、財政調整基金との抱き合わせで何とかやりくりをしていけるような、そういう方向に持っていきたいということと、あわせて省けるところは省いていくということから、行政改革、これをさらに進めていくということが重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

資料は、お渡しは、なかなかできませんけれども、考え方は以上のとおりでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） ぜひとも、私が願うのは、町長が常々言われてますように、要するに持続可能なまちづくりですね、平成33年以降も、こういう手だてがあって、こういう基金があって、十分乗り越えていけるというような準備を、この10年間でしっかりやっていただきたいと、このように思います。質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

- 14番（糸井満雄） それでは2点ばかりお尋ねをしておきたいと思っております。

福祉関係につきましては、議長にしかられますので、ただ、1点だけお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

実は、先ほどから合併特例債の関係で話が出ておりますので、その辺のことをお尋ねをしておきたいんですが、今回の2,000万円の財源は合併特例債ということに提案がされております。その用途は、先ほどから出ておりますように、この提案説明の中でもあります、瓦れきの処理ということでございます。合併特例債は、これは企画財政課長、ご存じのように、これは使う目的がありますので、一つは建設計画に示されておること。それから、一体性の確立を図るための公共事業として、また、均衡ある町の発展のために使いなさいと、これが合併特例債だと思います。ですから、この瓦れきの処理に、この合併特例債を使うということは、いささか違和感を感じざるを得ません。

さらに、今回の、この処置は仮財源として用いるということです。合併特例債といえども、これは借金ですので利子もかかるわけです。私は、仮財源なら当然、一般財源で賄うべきではないかなと。合併特例債を、今も谷口議員が言われましたけれども、むやみに使うべきものではないと、私は一般財源で賄うべき財源できないかなと、このように思っておりますが、いかがですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今回、第1号の補正予算、この時期6月ということで、なかなか財源に苦慮するときでございます。そういうこともあり、今、議員がご指摘になりますことも一理、私もあろうかというふうに思っておりますけれども、決して、この合併特例債の対象にならないとは考えておりませんので。このような仮の財源として充てさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） これは合併特例債を使うことは間違いないと、こういう今、答弁だったと思うんですけれども。私も間違いとは言ってませんが、私は不適切ではないかなと。瓦れきの処理ですよ。

福祉施設の整備事業で、これは使えることは使えると、これは建設計画にも福祉整備は出ておりますので、そういう広義の解釈をすれば、それはできんこともないと思いますけれども、やはりこれはっきり瓦れきの処理としてあるわけですね。一般廃棄物の処理なんですよ、これは。だから、そんなものを、私はこんなものを使うべきものではないというふうに思っております。ですからこれは、しかも仮財源でしょう。だから京都府と丹工と、どういう話になるかわかりませんが、やはりそういう話し合いがあれば、やはり戻し入れもされるわけであると思いますので、これ利子は当然かかってくるわけです。だから、やはりこれは一般財源で処置をするべきじゃないかなというふうに、私は指摘をしておきたいというふうに思います。これ以上、私もう言いません。もう言うても同じ答えしか返ってこないと思いますので、私はこれ以上申しませんが、そういうことで指摘をしておきたいと思います。

それから、光ファイバーの利活用事業、これについて、少し、これだけではちょっと私わかりませんので、公共施設の光ファイバー網を活用していくんだと、こういうことですし、提案説明の中でもいろいろと書いてあるんですが、そして、資料をいただきますと、与謝野町地域のWiFi化計画ですか、これが、この光ファイバー網利活用事業ということで示されておるといふように思っておりますが、いまいち、これどういう事業なのか。これ読ませてもらってもぴんとき

ませんので、ちょっとわかりやすく丁寧に一つ教えていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

補正予算、16ページでございます。ちょうど中ほどに光ファイバー網利活用事業といたしまして219万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、別途資料として与謝野町地域WiFi化計画というものを全員にお配りをさせていただいております、この計画に基づく第一段を計上させていただいたということでございます。

ご承知のように、町内全域に光ファイバー網の敷設が完了を、ほぼいたしました。そこでそれを十分利活用していきたいということから、この計画を、職員手づくりで取りまとめまして、これを実行に移していきたいというものでございます。

具体的に申し上げますと、この計画書の後ろのほうに施設名が載っておりますけれども、そういった町内の主要な施設、計画としましては19の施設にワイヤレスネットワークのLAN構築をいたしまして、例えば道の駅とか、古墳公園とか、そういったところに住民の皆さんが、また、町外からのお客様が行かれたときに、そこにルーターを設置して、今、個人でお持ちの、いわゆる携帯電話ではないんですけれども、携帯情報端末を持っておられる方が、そこに行かれて、そのルーターと無線で通じることで、光ファイバー網にアクセスができて、インターネットにつながっていくと、こういうことございまして、町内に、そういうスポットを設けることで、施設を訪れた方が、いろんな情報が瞬時に取っていただけるような、そういう環境をつくっていくという考え方のものでございます。

この計画書を見ていただきますと、いわゆる交流から交流ということで、光ファイバー網が整備できましたので、これを一つの大きな広がりにしていくということで、そのキーワードとして観光、商工、公共というふうに書かせていただいておりますように、この三つのこう、これをキーワードに情報化を図っていきたいということがベースとなっております。

WiFi化計画のWiFiとは何かというのは、また後ろのほうに語句の説明もつけさせていただいておりますので、ごらんおきいただきたいというふうに思いますけれども、簡単に申し上げますと、無線LANによる通信というふうにご理解をいただきまして、それが整備いたしました光ファイバー網に連絡して、インターネット環境が広がるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

この予算として上げております中身は、主なものとしては、工事費が119万3,000円でございます。これにつきましては、LANの配線工事並びに先ほど申し上げましたルーターを購入させていただいて、それを設置する工事費、これらを組み合わせていただいているものと。それから委託料につきましては看板、パネル等の製作委託料というものでございます。消耗品につきましてはのぼり、ステッカーというようなものでございます。また、備品購入費につきましては、そういった携帯端末をお持ちでない方も施設を訪れますので、貸し出しができるようにタブレットパソコン、これを10台購入をしたいというような、予算的にはそういった内容となっております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） このIT関連、いわゆるインターネットの関連、我々の年代は非常に、これ弱い

んで、よくわからないんですが、要するに、この公共の施設、町内の中にパソコンを備えつけておいて、どなたが行っても、そこからいろいろなことが検索できると、情報が入手できると、こういうふうに理解をしたらいのかなどというふうに思っておるわけです。

それともう一つ、今は、我々こんな携帯電話を持っておるんですけど、これは古いですわね。これでも使えるんですか。いわゆるスマートフォンとか、今ごろ新しい機種が出ておりますけれども、そういうもので、これを、ここの施設を利用することが可能だと、こういうふうにも聞いておるんですけども、そこら辺はどうなんでしょう。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

議員が持っておられます携帯電話は、これには接続ができないと思います。今、ご紹介がございましたけれども、いわゆるスマートフォン、もう少し情報端末になる携帯電話、そういった機能を持ったものでないといけないと思っております。スマートフォン、あるいはノートパソコンでも大丈夫です。そういったものをお持ちの方がふえております。したがって、これを持っておれば、そこに行って、ここでW i F iができるんだなということで若い方は特にお使いになるだろうというふうに思っておりますし、持っておられない方には各施設では貸し出しもしていこうというふうに考えております。

もう少しどういう場面で利活用できるかということを申し上げますと、例えば、庁舎にもこのルーターを設置します。例えば会議に訪れた方が、会議の中でインターネットに検索して情報が収集できる。そして、それが会議に生かすことができる、あるいはリフレですとか、ユースセンター、宿泊施設なんかでは各部屋にもルーターを設置いたしますので、部屋にいて、その町の中の情報、これらを観光客、ビジネス客等がアクセスをしていただければ情報が拾えるという場面もあろうかと思えます。また、観光施設なんかでは、その町の、当町のお土産情報ですとか、他の施設の紹介、こういったものにつながっていくことができようかというふうに思っております。

それから、今回は、この予算には含まれておりませんが、町内の民間の事業所の方、いわゆるお店の方が、そのルーターを設置していただきましたら、そこには光ファイバーが届いておると思いますので、同時にお店の方が町のホームページ上でアップしておりますYOSANO-STYLEというポータルサイトがございますが、そこに、そのお店の情報を投稿していただいたら載せることができます。

したがって、YOSANO-STYLEにアクセスされた方が、その企業の情報も知り得ることができるということですので、企業向けにも、これを今後、PRをさせていただきます、活用していただけるように、そして町内の至るところで情報の環境が、もっと広がっていくように取り組んでいきたいということで、今回は、その第一歩ということで、いわゆる公共的な施設に絞って整備をしていきたいというふうに考えているものでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 使い方によっては、便利で有効活用ができるというふうにも理解できるんですが、今、情報化が発達しております、今、こういうものがなくてもインターホン、あるいはスマートフォンとか、普通の携帯電話でも、かなりの、私は情報が得られると思うんですよね。

宿泊地だとか、いろいろと携帯電話でもできると思うんですが、今回、この利活用ですね、このWi-Fi計画、どういう利点があるのか。

この219万3,000円、これ自主財源ですけれども、これを投じて、やはり商工、あるいは観光、こういったことの期待効果が、どのくらいできるものなのか、また一般町民が、これを利用するに、どれだけのやはり効果といいますか、サービスが提供できるのか。私ちょっとわからないんですが、そこら辺はどうでしょう。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今回、約200万円計上させていただいております。これが、どれだけの効果を生むのかということですが、その効果の部分までお金で試算をしているということはありません。

ただ、住民の方にしても、町を訪れられた方にいたしましても、利用者の方は、いわゆる無料でつながりますので、その分メリット感があるのではないかなど。ここならWi-Fiができる、これは無料だなということがおわかりになるだろうなというふうに思います。また、電話回線でこれをつなぐということではなくて、光ファイバー網で行いますので、大容量の情報収集ができるということにもなるのではないかなというふうに思っております。

こういった投資が、どれだけの効果を生むのかというのは、非常に難しいところがございますが、総合計画でいいますところの地域情報化の一つに、この無線LANの整備を掲げておりますので、それをまず、このように第一歩として取り組ませていただきまして、与謝野町の地域内が情報化にあふれた町になるように取り組んでいきたいと、その第一歩というふうにご理解をいただきまして、効果はこれから広がってくるだろうというふうに思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、企画財政課長の答弁では効果は、そこまで、試算といいますか、考えてないと、こういう答弁であったわけです。

やはり200万円の投資をするわけですから、やっぱり商工なり観光なり、ある程度の、やはり期待効果をですね、効果を期待しながら、そのメリットを計算というんですか、やっぱりそういうものを期待しながら、私はこういうものは計画されるんだろうというふうに思うわけです。これを読ませていただきますと、町民のサービスよりも、むしろ当町を訪れる方へのサービスと、こういうふうを受け取っておるわけなんですけど、やはりこのWi-Fi化計画によって、少しでもやはり当町を訪れる人がふえる、また、商工観光にでも、この活性化にでも寄与できると、そういう期待がなければ、私は無駄な投資になるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺について、商工観光課では、どのようにお考えになっておるのか、もし答弁していただけるようでしたら、答弁お願いできますか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

環境を整えば、当然それだけの環境に準じた形で、それぞれの方が利用されるということですから、その頻度は別としまして、これは効果があるというふうに思っています。

ただ、投資効果という話になりますと、今、財政課長が言いましたように、なかなか結果、統

計を取って、この形を整えたというものではないというふうに思いますので、今後の形にあらわれてくるとは思いますけれども、そういう環境を整えていくということについては、商工観光サイドからも申し上げても非常に効果があるというふうに期待をしております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） やはり219万3,000円の投資をするわけですので、今後の、やはり観光なり商工業、そういった面へのPRとか、そういう点についても十分、宣伝効果を高めていただいて、これが無駄な投資にならないように一つお願いをしておきたいなということで、質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（井田義之） 糸井議員、ちょっと町長のほうから何か答弁があるようです。
太田町長。

町長（太田貴美） 答弁というより、誤解がないように、皆さん方にもあわせてお願いがしたいんですけれども、提案理由の説明等のコピーを皆さん方に、議員の皆さん方にもお渡ししておりますけれども。

1 4 番（糸井満雄） 何のコピー。

町長（太田貴美） 提案理由の。しかし、これは大まかな中身であって、議事録にとっていただいたら、その中で、このとおり言ってるとは限りません。その中でちょっと気になりましたのが、丹後織物工業や、あるいは京都府と、今その対応について協議を進めているということでございますし、また、合併特例債を仮の財源というふうにおっしゃったんですけど、仮という言葉は使っておりません。財源として措置させていただいておりますと、本会議では申し上げておりますので、ちょっとその辺の誤解がなきように、この取り扱いについてお願いがしたいというふうに思いますのと。

それから、先ほどの一般廃棄物というふうにおっしゃいましたけど、今回の、これは産業廃棄物でございますので、ちょっとその辺の訂正をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1 4 番（糸井満雄） 一般廃棄物というのは、これ間違いでした。産業廃棄物、これは私、訂正しますけども。私はここに書いてあることを申し上げたんです。

議長（井田義之） 次に質問ありませんか。
4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） 一般会計第1号補正予算につきまして、質問をいたします。

あす、橋立中学校の組合議会が開会されるところでございます。先ほども質問が出てましたように、給食センターにつきまして、施設整備事業が今回、補正予算で計上されているところでございます。

私、常々、一度申し上げたと思うんですけども、お金の流れ等々から考えまして、加悦谷給食組合のときには、特別会計で運営されておりました。今回、宮津市さんとの関係もございまして、もう一度特別会計等々考えていったらいいんじゃないかというふうに考えておりますので、教育長のお考えをお聞かせ願ひたいというふうに思います。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをします。

今のお話は、合併するまでは特別会計ではなくて、組合でしたので組合会計、独立した会計で

運営をしていたというふうに思っています。合併によりまして、この構成団体が一つの町になりまして、給食センターも町の財産になったということで、給食センターに限らず、ほかの衛生プラントも含めてですけども、町の財産ということで、町の一般会計のほうに組み入れて予算を執行していったほうがいいんじゃないかという考え方がございまして、今の現状になっているというふうに思っております。

独立採算といいますか、使用料をいただいて運営している施設でありますので、考え方はいろいろあると思いますけども、合併当初に、そういう協議をさせていただいて、今のスタイルになったというふうに思っていますので、できましたら、この状況で、よりお金の透明性といいますか、明確にわかるような処理はさせていただかんかなと思いますけども、現時点では、今の状況がベターではないかなというふうに思っています。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） あす、議論が始まりますので、もし、またそういういい方向があれば、ぜひ検討を、議会側も教育委員会側も検討していったらいいなというふうに思っているところでございます。あすの組合議会を待ちたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、歴史・文化・自然を生かしたまちづくりの「美心与謝野」の中心施設となっております、旧尾藤家の改修修繕事業で30万円計上していただいております。大切な備品というか、道具類を修繕されるというふうに聞いておりますけども、一般公開いたしまして7年たちますので、これは町の財産、あるいは、これは尾藤家のという仕分けを、この際きちっとしたほうがいいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。この点につきまして答弁をお願いいたします。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

今、議員言われました、尾藤家の持ち物ですか、所蔵でございます。今、管理をしております尾藤家については約409種類ほどございます。いろんな細かいもの、皿とか箱物がありますが、全部でいうと約4,000を超えるほどの皿とか、いろんなものがあるんですが、それについては尾藤家のほうから町への管理、それから修繕についても、すべて任せていただいております。ただ、完全に、その尾藤家さんのほうに、これは、この持ち物だとか、町の持ち物だというような取り決めはしておりませんが、尾藤家さんからは町に対しての管理ですか、それから修繕等についてはご理解をいただいて、今回、三味線と琴ですか、その分の修繕料を上げさせていただいているということでございます。

確かに、もう少しその分については、きちっと取り決めというんですか、それも必要になるかと思えます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう1点だけ、今回の修繕をするのが琴と三味線ですか、この修繕が終わりますと与謝野町の所有になるわけですね。

議 長（井田義之） 教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 先ほど言いましたように、管理については、すべて町のほうに任せていただいております。この修繕についても尾藤さんのほうから許可もいただいておりますので、その

修繕、それから使用についても、すべて町が責任を持って管理なりするということでございます。それにとって町に移るということではございません。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 丁寧な仕分けをお願いしときたいというふうに思います。

次は、私、一般質問で予告をしてましたように、ちりめん街道活性化行動プログラムの地元住民に対する報告会が、昨日の夜、開催されたところでございます。

22ページの観光宣伝と兼ねまして質問していきたいというふうに思います。

観光の現状から脱皮いたしまして、交流人口5万人を目指す中間報告会で行いました。京都市が観光客5,000万人、長浜市が300万人、天橋立が270万人、伊根町が20万人と、大変かわいらしい5万人という目的というか、目標でございますけれども、地域の皆さん、先日も申し上げましたようにちりめん街道を守り育てる会が発足して10年、尾藤家の修復して一般公開して7年でございます。やっと画期的といいますか、行動プログラムが、商工会を中心にして完成いたしました。

この点につきまして、これは町が取り組むもの、これは商工会、観光協会、地元住民守り育てる会というふうに協調体制も仕分けがされているところでございます。こうした点も考えていきましてですね、ぜひとも、この報告会を受けまして、ここに今回の補正では観光宣伝、PRの看板設置事業、あるいは観光団体の助成事業50万円と、非常に少ない補正予算だというふうに私は思うんですけども、こういった点を考えまして、商工観光課のほうから、まずこの看板、ちりめん街道の看板をつけていただいておりますけれども、この看板と助成団体の助成事業につきまして、内容につきましてお尋ねしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをいたします。

22ページ、予算書でございますけれども、ご指摘の観光振興団体等の補助金にかかわります新たなメニューとして、与謝野ブランドロゴマーク利用促進事業補助金ということで上げさせていただいております。これにつきましては、皆さんご存じかと思っておりますけれども、観光振興ビジョンの概要版の表にあります鉄幹・晶子のイラストがございますが、過去にもご説明しましたけれども、それを商標登録いたしました。

一定、使用規定もできておまして、使っていただくということで、今からどんどんPRしていくわけですが、町の中が、そのイラストで、いろんなところで統一的な観光PRができるという目標を持って、今回、さらに補助金を設けようというものでございます。晶子・鉄幹のロゴマークを、例えば包装紙に使うとか、それから、商品にはだめなんですけれども、例えばコップ置きに使うだとか、それから料理のかけ紙にかけるだとか、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、それを使って町じゅうが晶子・鉄幹のロゴマークでということでございます。

作成費用の2分の1を。ただし町内業者に発注した場合は2分の1、町外に発注した場合は3分の1の補助ということで、上限5万円をさせていただくということで、3年間の時限立法にさせていただきまして、5万円まではいろんな方でも使えるということで、町の中をそういう形で埋め尽くしたいというふうに思っております。

それから、その下の観光宣伝事業の工事請負費でございますけれども、観光PR看板、これに

つきましては、せんだってインター開通に伴いますプラントの正面に、今、町が使っておりますポスターの全景で表示をさせていただきまして、与謝野町のイメージを見ていただくというふうなことで設置をさせていただきました。

さらに引き続きまして、プラントの工場側の壁面側を使いまして、幅1.5メートル、長さ6メートルの枠を三つ設置をいたしまして、常設の看板ではなくて、その季節、季節に、そのイベントごとにPRができる環境を整えた看板枠をつくりまして、そこに、それぞれの実行委員会なり事業所、事業をされるところが、その枠に設置をしていただいて、告知も含めて、事前告知も含めてPRをしていただく、つけかえ自由な看板枠の設置をここで行いたいということです。早速、予算を認めていただきましたら、ひまわりの誘導看板も、また、ひまわりのイメージアップの看板を、あそこのインターの出口といいますか、ところに掲げまして誘導をしていくと。また、大名行列の時期になりますと、事前に、その大名行列の看板を掲げさせていただいて誘導をすると、いろんなイベントに使っていかうということで、固定した観光PR看板を設置するというのではない、新たな取り組みとして、そんな形で計画をしているところでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 積極的なPRを、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

それで、私も質問してきてますように、公共交通と、それからひまわりバス、あるいは丹後ちりめん、ちりめん街道を中心とした歴史文化基本構想の中でのまちづくりであって、観光PRであって、交流人口をふやそうという、非常に難しいというか、考えなきゃいけないという時期にきていると思うんですけども、そこでやっぱりどういうんですか、プロデューサーと演出家がいると思うんですね。ですから、その辺も考えながら、このちりめん街道活性化行動プログラムを、ぜひともしっかり検討していただきまして、具体化、実現するようにお願いしときたいというふうに思います。

町長の重点項目の一つであります、さらなるちりめん街道の活性化でございます。もし町長のお考えをお聞かせ願えればお願いしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町としましては、できるだけあそこの地域につきまして、活性化が図っていきたいというふうに思っておりますけれども、町のできますところは、やはり施設を整備するだとか、景観を保つだとか、そうしたところでのお手伝いはできるかと思っておりますけれども、やはりあそこを活性化していこうというのは、そこにお住みになっている、もう皆さん方の頑張りしかないわけでございますので、そうした皆さんが、そういうプログラム作成の段階も入っていただいておりますので、そうした思いがどういうところにあるのか、具体的に進めていくことを、やはり町とも、またプログラムを作成した皆さん方の、そうした意見も取り入れながら進めていくということが大事かというふうに考えております。

まずは、やはりそこの皆さんの頑張り、どこまであるかということが、これを解決していく大きな力になるというふうに思いますので、それに対する応援は惜しまないつもりでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ありがとうございます。

地元の住民の方々で絵はがきの製作とか、ホームページを立ち上げるとか、街道宿の企画であ

るとか、今、立ち上がって行動を起こしておられます。ぜひとも町行政の応援というか、ご支援をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続きまして、話はかわりますけども、東日本大震災の支援事業につきまして、予算も組まれておるところでございます。ところが、新聞報道によりますと、被災地の災害廃棄物の協力をですね、京都府では7市町が名乗りを上げられております。京都市、舞鶴市、福知山市、亀岡市、伊根町、船井郡衛生管理組合でございます。

与謝野町、本町は国の要請といえますか、京都府の要請に対しまして、どういう返事というか、どういう返事をされたのか、これからされるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 東日本大震災の関係の災害廃棄物の受け入れの関係でございます。

私どものほうは、ご承知のように可燃ごみにつきましては、宮津市の清掃工場のほうに受け入れをしております。そちらの関係で、災害廃棄物を宮津市の清掃工場のほうに受け入れるというふうなことについて、事前に宮津市さんのほうから受け入れていいかというふうなご相談がありました。そういったことの中で、私どものほうも当然ながら、それをご協力させていただくというふうなことでご了解をしております。

その結果、経費がかかってまいります。その辺につきましても応分の負担をさせていただくというふうな形の中で、京都府さんのほうにも、その報告がいつておると思っております。それから伊根町さんは、それに加えまして粗大ごみのほうの受け入れをされてというふうな回答をされて、それで今、議員のお話にありましたような、新聞のほうでお話があったと思っております。

私どものほうも粗大ごみの関係につきましては、受け入れについては今後、考えさせていただくというふうなことの中で、京都府さんのほうにお話を差し上げております。言いますのが、大変、その東日本といえますか、東北のほうから遠方になりますので、実際、そういうふうな要請が、実際にあるかどうかというふうなこともあります中で、もし、そういうふうなご要請がありましたら、当然ながら前向きに受け入れをさせていただかんのかなというふうなお話を京都府さんのほうとはしておると。

ですから、新聞報道では7市町というふうな形ではありますけれども、京都府との連絡の中で、そういうふうな形でお答えをしておるというふうなことでご理解いただけますでしょうか。以上です。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 再度といえますか、もう少し詰めた話ですね、京都府や国から要請があれば、本町といたしましても受け入れを検討していくという答弁ですか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 粗大ごみの受け入れにつきましては、今、議員おっしゃったとおり、これから具体的に、京都府を通じて要請がありましたら、当然ながら、それは受け入れの方向で考えていかんとあかなというふうなことでご理解くださいということです。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 新聞報道によりますと、どことも地域の住民の方の理解がないと、なかなか、手を挙げたんですけども受け入れが難しいというような報道をされております。そういう受け入れ

るというときには、ぜひ地域の住民の方々の理解を得られるようなお話し合いを、ぜひともしていただきたいというふうに思います。

一番難しい点は、福島県からの瓦れきとか、ごみだというふうに思いますんで、その辺も慎重に、ぜひとも受け入れないといけないというふうに思いますけども、慎重に協議をお願いしたいというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

議長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

3時55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時45分）

（再開 午後 3時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）の質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、なかなかお疲れさみですが、少し方向を変えて質問をしたいと思っています。私は1点に、基本的に絞って質問をさせていただきます。

それは20ページの住宅改修助成制度の追加1、500万円にかかわってお伺いしたいと思っています。まず、この住宅改修助成制度が京都府下の少なくない市町村の3月議会で、この与謝野町の住宅改修助成制度が取り上げられました。また、聞くところ全国的にも、いろいろと注目をされているようです。そこで、私が耳にする、いろんな話ですから一面的な面もあるでしょうし、正確ではありませんが、本当に利用住民から喜ばれているということを実感しています。もちろん、業者の中でも仕事ができてうれしいという声も聞かせていただいています。

1点目の質問は、5月末までに数字がつかめておりましたら、現場で、担当課のほうで、2年2カ月でどれくらいの工事総額、また助成額、助成総額ですね、申込件数について伺いたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

この制度は、平成21年度から行っておりまして、平成23年6月1日現在ということでご報告をさせていただきたいと思っております。6月1日現在で、件数が、合わせまして1,063件でございます。それから補助金の今現在の数字でございますけれども、合わせまして1億6,685万9,000円ということになっています。それに伴います対象工事費でございます。現在のところ2億3,521万5,518円。以上でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） お聞きのとおり非常に大きな規模になっています。

これを見てもみますと全町内ですね、町内の一業者当たり、関連業者は前にも述べましたが、町内では商工会の調べでは210件と、12業者ですね、ということですから一業者当たり、約5件強の仕事づくりに役割を果たしているというか、大きな貢献をしているという点と、一件当たりの工事費用を割ってみますと、約250万円になります。しかも申し込みはですね、今、課長から答弁があったように1,063件ですから、世帯で見ると15.7%の世帯が利用になってい

ると、されているというふうに思います。これに加えて、下水の接続については、およそ33%から34%だと、私どもは計算しています。経済効果についてはですね、経済効果の前に、先ほど210件の業者と言いましたが、そのうち、この制度を受注、受けているのは7割を超す業者が同制度を直接、受けています。ですから非常に大きな規模で広がっていることを示していると思っています。

そこで全体の、いわゆる助成額、いわゆる補助額に対する工事総額を割りますと、その比較でいうと15.8倍になることになります。そこでお伺いしたいんですが、利用者の住民の声や業者の声を現場でいろいろと聞いているのではないかと思います、お聞かせ願えたらと思っています。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

先ほども申しあげましたように、世帯で利用されている人が、10%以上の人が利用されておるといふような状況になっておりまして、これはどういうんですか、種別で申し上げますと下水道の接続工事だとか、あるいは屋根の工事だとか、あるいは外壁工事だとか、あとオール電化だとか、エコキュートにも利用していただいているということでございまして、例えば下水を一つの例にしますと、例えば、もう既に接続が終わっている地域、それから今、接続をされてる地域、それから接続をされ、いわゆる下水のエリアから外れておるといふようなこともあろうかと思っております、そういうどういうんですか、町民の皆さんには、いろいろとニーズがあるだろうというふうに思っております。それは今の先ほど言いましたような一つの条件があるわけですが、その中で自分の家を振り返って、どういったものが、今ニーズとしてほしいのかというふうなこともございまして、そういう意味合いで、たくさんのメニューを入れさせていただいているということでございます。

このように、いろんな条件下はあろうと思えますけれども、いわゆる一つの均一化というのですか、平準化といいますか、そういう意味合いから言いますと、この制度については大変好評をいただいているということでございます。

また、業者の皆さんも自分でセールスをされるというふうなことが起こっているというふうに思っております、この制度を、今やらせていただいているわけですが、この制度があるうちに、そういうふうな仕事づくりといいますか、セールスをやっていただいて、自分の仕事づくりに、より一層増進をしていただきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、課長からも答弁ありましたように、この町の今の住宅改修が、これほど大きく広がったというのは、町の特性といいますか、歴史的な、いろんな経過があるのではないかと、いふふうに感じるような面もあります。

例えば、どういうことかという、一つは丹後大震災がありましたように、その後、まともな修復といいますかね、しなくて、今日に至って、それを改修するとか。それから、機が全世帯的な広がりをした時期がありまして、そのリニューアルといいますかね、工場を住居にしようと、こういうことがあつたりするのをよく見受けます。もちろん今、世帯構成が時代とともに大きく変わりましたので、そういうことのニーズに対する対応も非常に機敏に要求の中に反映して

いるのではないかというふうに感じたりもしています。

そこで、二つ目の質問で町長にお伺いしたいんですが、今度、一たんは本年度でおしまいになるというふうに町長は言明をされています。するにしても、しないにしても、一般質問でも取り上げましたが、これだけ、いわゆる事業補助金をかけて、町内の地域経済にもかつてない、かつてない大きな成果を上げているというわけですから、この制度の教訓を生かすことが非常に大事だというふうに思っているんですね。そのためには、1日も早く本格的な調査分析が要るというふうに私は強く感じています。これは、先ほど言いましたように、一般質問でも申し上げたところです。この点で町長のお考えをお聞きしたいと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした取り組みに対します、そうした評価、あるいは調査、分析というものが必要だということも、よく理解できるわけでございますけれども、できるだけ早くということでもございますが、前にも申し上げましたけれども、なかなか我が町の職員だけでやれるというものでもない、そうした量でございますので、でき得れば、そうしたことをお手伝いいただけるような学生さんであるとか、大学であるとかいったところのこのことを、ほかのところにも生かせるような、そうしたことも含めて、そうした大学生の皆さん方の研究の一つの材料として生かさせていただくということも意味があることではないかと思っておりますので、そうした方法も考えてまいりたいというふうには思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長からも非常に悩んでおられるのか、ようわかりませんが、ほかのことにも生かせるような調査をしたいということで、非常に前向きな中身があるのではないかと、そこにはというふうに思っています。私も同感でして、一般質問でも申し上げましたが、やっぱり教訓が非常に深いものがあるというのが私の実感なんです。

この間、たび重なる、ここでの質疑も申し上げたように、ちょっと後で述べますけれども、非常に循環型経済といいますか、地域の中で地域が仕事づくって地域に貢献していくという、そこが非常に大きな特徴的な事業ですから、非常に大事だろうというふうに思っています。今、申し上げたように、どうしても、この調査、分析は、この教訓を生かす意味でも非常に大事だというふうに思ってます。既に2年数カ月を過ぎておるわけで、今のうちに、言うならば、一般質問で言いましたが、今、中小企業の皆さんも深刻な事態の中で、どういう政策的な要求があるのかと、対応せねばならないのかということを見ると、やはりこの教訓を生かしたような取り組みが非常に重要ではないかと、大変重要になっているというふうに思っています。

私、思いつくままにちょっと、けさ方考えてみたんですけども、一つは非常に大事だと思ったのは、今、循環型の話がありましたが、それは非常に大きな役割を果たしてきたという証明はできると思うんですね。もう一つは、新しい、やっぱり仕事づくりを行ったということは非常に大きいと思うんですね。よその町を、近隣ですが、聞いてみても、これほど仕事はないというのがよその業者の方々の意見です。ですから、ここは非常に大きな貢献ができた、少なくとも2年経過した中でも大きな貢献ができたというふうに思っています。

それからもう一つは、先ほども町長でしたか、課長の答弁の中でしたか、いわゆる町民の住環境が大きくやっぱり変わってきたと、大きな、その辺での貢献ができたという感じも非常にして

おりまして、改めて制度を利用した人が、本当に喜びの声を出されているということも言えると思います。あと、先ほど循環型、地域内の循環型の経済の問題で、課題もやっぱりあるなというふうに思っていました、私の意見で踏み込んで言わせていただくと、今は工事が終われば書類を出して。例えば、134万円以上になると20万円の補助をもらうということ、15%相当額ですから。そうしますと、現金でもらうわけですね。

私のこだわっているのは、そこは現金でないほうがいいのではないかと、むしろ今ある、やっける、地域のいわゆる商品券ですね、振興券みたいな形で支給することで、再び、その20万円が循環するというようなことも大いに検討する必要があるのではないかとということ。それから、もう1点は、もう時間がありませんからもう1点だけ言っておきます。

野村議員が一般質問で取り上げましたが、現在のニーズにこたえた耐震補強の対策ですね。耐震工事の関係です。これとの整合性も、やっぱり模索する必要があるのではないかとというふうに思っていました、これは続ける、続けないにかかわらず、こういう点での研究を、ぜひそういうことを生かす意味でも、ぜひ分析、調査を進めてほしいなと思っています。

課長、どうでしょう。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 先ほども申し上げましたように1億5,000万円以上の今の補助金を使わせていただいております。そういう意味合いから申し上げても、やはり分析、あるいは調査をするというふうなことは必要ではなからうかというふうに思っております。ぜひ、どういうんですか、したいというふうに思っております。ただ、本来は並行してやりたいんですけども、今もう、うちの職員も手がいっぱいです。今、調査、また分析のところまで手が回るような状況ではございません。

先ほど、町長が申し上げましたように、そういうふうな大学生の皆さんを使うというふうな手もあるだろうというふうに思っておりますし、どういうんですか、今、どうしようかなというふうな、迷ったような、私自身が状況でございます。それは、先にアンケート調査を実施して、そういったものを、例えば大学のほうに分析に回すというふうなことも可能なんかなということも考えておりまして、その辺を、どちらを先にするかというふうなこともあって、迷っているというふうな状況でございます。

それから、将来の耐震に向けてというふうなお話がありました。確かに必要なことではないかなというふうに思っております。ただ、野村議員の一般質問にもございましたように、京都府自体も、また、この与謝野町自体も平成27年度には90%というふうな目標を上げておりました。ただ、なかなか実現できないというふうなことで、平成23年度から京都府のほうで、一定補助率を上げようと、それから、どういうんですか、数値も今までは1.0じゃなかったらぐあいが悪いというふうなことも、もう少し下げてもええんと違うかというような基準もちょっと見直したらどうだというふうなこともございまして、そのような中で、今回、補正を出させていただいております。

今、申し上げましたように、京都府のほうで、その要望が、これから改正になるということもございまして、町も、その京都府の要綱改正に基づいて、町のほうの要綱も改正をし、PRに努めていきたいというふうに思っておりますし、耐震診断につきましても、今、平成17年度か

らやらせていただいて、96件診断をしております。その中で、耐震改修を行われたのが1件だというふうなことでございます。確かにお金がかかるということでございますけれども、今年度から、この概算の事業費も算出できるようになりましたので、そういったことから自分の家の、例えば、耐震をやっぺいこうと思うと、このぐらいのお金がかかるんだというふうな、もう少し目安も出てくるのかなというふうにしておりまして、町としては、その点について、期待をしていきたいというふうにしております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これで終わるわけですが、ちょっと僕、数字の上で間違いではないんですけども、ちょっと補足して言いますとね。全世帯の15.7%という言い方をしたのは、賃貸に入っている方とか、こういうのを前々回の世論調査のときに出しましたので。

議 長（井田義之） 伊藤議員、簡潔にお願いします。

7 番（伊藤幸男） もう今、終わります。

ということでしましたので、算定根拠はそこに、全世帯ではありませんので、訂正します。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第72号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第72号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、議会運営委員会を開催していただきたいと思います。

35分まで休憩をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

（休憩 午後 4時17分）

（再開 午後 4時35分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの第1号補正に対する付帯決議（案）が提出されましたので、ここで暫時休憩をいたします。

4時50分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 4時36分）

（再開 午後 4時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

ただいま可決されました議案第72号に関し、「議案第72号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（秋山 誠） 議員発議第1号、平成23年6月15日

与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 浪江郁雄

賛成者 与謝野町議会議員 赤松孝一

賛成者 与謝野町議会議員 糸井満雄

議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）について。

上記の議案を与謝野町議会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。以上です。

議長（井田義之） あらかじめお願いしておきます。本日の会議は時間延長になることをご了承ください。

提出者より、提案説明を求めます。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）を朗読させていただきます。

議案第72号、民生費、1社会福祉総務費、地域福祉空間整備事業2、000万円が計上されている。この補正予算は、地域共生型福祉施設整備造成工事費である。特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問看護ステーションなどを複合的に整備して、新しい福祉の形を目指す事業が推進されている。

しかしながら、この予算は地中に埋設していた瓦れき類を撤去する費用である。この土地は、丹後織物工業組合から京都府が取得し、それを当町が買い上げた土地である。昨年6月の全員協議会において、瓦れき類の存在を指摘されながら、購入時に適切な処置・調査を怠り、工事の途中で判明したものである。

この処理に当たっては、京都府、丹後織物工業組合との調整を行い、早期解決を図ること。

記

1. 京都府丹後織物工業組合との補償交渉が成立の上、施設建設工事に着手すること。
2. 補正予算の執行に当たっては、慎重を期すること。

以上、決議する。

議 長（井田義之） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、「23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議の提案がされましたので、提出者に質問をさせていただきます。

まず、付帯決議ということはですね、先ほど全員賛成で可決されました補正予算が、可決はしましたが、こういう条件のもとに、その予算の執行をするべきだという、そういう意味でつけるもんだというふうに理解をしていますが、そういう意味での提出だということによろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江提出者。

8 番（浪江郁雄） そのように理解しております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） どこが、そういうことかという点では、これによりますと、その審議の中で問題になっていました瓦れきの撤去ですね、福祉空間整備事業の瓦れきの撤去2,000万円、この執行についての条件ということだというふうに理解をするわけですが、これについて、購入時に適切な処理・調査を怠り、工事の途中で判明したものであるという指摘があります。

そういう中で、この予算執行をどういう条件をつけるという意味でしょうか。ここに記として、二つありますが、お考えをお聞かせいたします。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） まず初めに、この福祉施設、工事及び造成工事ですね。これは一刻も早く進めていただきたいというのは、先ほどの午前中の、きょう1日の議論の中でも、私のほうも言わせていただきました。それに当たりまして、この予算を執行するに当たりまして、その議論の中で、いろいろと各議員から問題等も指摘されたと思っております。そういうことを踏まえまして、この付帯決議で一刻も早く瓦れきを撤去するための、撤去してほしいがための、こういう提案であるというふうに理解しております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう趣旨で出されたのであれば、文面はちょっと、これを見ますと、とても違うのではないかなというふうに思います。

一つ目に書いてあります京都府丹後織物工業組合との補償交渉が成立の上、施設建設工事に着手することと書いてありますが、これは全く、この1号補正とはかかわらない、施設建設ということは、1号補正の予算とは別の予算のこの付帯決議ですね。

二つ目に、補正予算の執行に当たっては、慎重を期することということで、本来、この2番目が付帯決議の中心の意味だろうというふうに思いますが、これは慎重を期することということになっているわけですが、今、言われたような、慎重を期することとは、今、言われたようなこととはちょっと趣旨が違うのではないかと読めますね。その内容はとても読めませんでした。

それで、そういう意味では、まずどうでしょうか。慎重を期することというのは、今、言われたようなことの文面とは、ちょっと違うと思うんですが、

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ここに上げております慎重を期することというのは、きょうの議論の中でも、この2, 000万円というお金の使い方、いろいろと議論があったわけですが、例えば、財源ですね、仮のとかいう話もございましたけども、合併特例債という借金をするわけですね。なおかつ、一時的に、またこれが、交渉未、入ってきたら、またそれを入れる。でも本来ならば、一般会計でというご指摘もございました。そういった意味ですね、今回この予算2, 000万円の予算でございますが、こういったいろいろな指摘があった中でありますので、執行には十分慎重に当たっていただきたいという意味合いでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そうでしたら、この1号補正で問題になった2, 000万円の執行については、そういう意味で、慎重を期してくださいという付帯決議だというのが2番目ですよ。

1番目については、そういう意味では、なぜ京都府丹後織物工業組合との補償交渉が成立してから施設の建設ですね、ですから、この2, 000万円での工事は、先ほど言われたように、直ちに初めてもらったらい、その予算については何ら付帯決議をつける意味はない。ただ慎重にということ。慎重にだけで、付帯決議が必要かと言われると、私は付帯決議、慎重だけで付帯決議とはとても言えないと思うんですけども、それは提出者の思いなのでいいんですが、なぜ施設本体の建設の問題が付帯決議として出されなければならないんですか。この2, 000万円は使うわけですね。ここの書いてある意味から言えば。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） まず、建設工事に着手することでございますが、これはあくまでも瓦れき撤去、これを速やかにした後で建設を進めてほしいという、そういう意味でございます。その瓦れき撤去につきましては、先ほど申しましたように、慎重に、交渉を早く解決をしていただいて、していただきたいということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 予算が通りましたので、瓦れき撤去については、今、言われたように早急に行政としては執行してほしいという意味の付帯決議ですよ。その場合に慎重にと言われた内容は、特例債等々、問題はきっちり整理をして、とりかかってほしいという意味のことを言われましたね。瓦れきの撤去ができないと、本体の建設ができないというのは当然だと思うんですね。付帯決議を上げるまでもなく、瓦れきがきちっと整理できないのに、本体は、工事はできないわけで、今からやる工事の中で、必ず予定どおり、瓦れきが撤去ができるかいうと、実際は何が入ってるかわからない。もし危険なものがあった場合に、できないなんてことが絶対ないかと言われるとね、それは絶対ということはないわけで、やっていく中でアクシデントが起きると思いますが、当然、瓦れきの撤去を全部、安全にしてから本体工事に入るというのは、付帯決議として、こういう形で出すまでもなく、これは、当然であって、そのことを本会議の質疑の中で議員とすれば十分指摘をして、もしそういうことがあれば、そして予算に賛成すると、そういう瓦れきの撤去ができないのに、本体工事に入るなんてことがあれば、それはちょっと何ぼ、どうしても予算が通らないと思うんですけども。それは当たり前のことで、付帯決議の項目としては、そぐわないと思いますがいかがですか。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、ご指摘のとおり当たり前のことですが、今回、この提案の説明の中で、やっぱり一番のポイントは、昨年6月の全員協議会で指摘されていたにもかかわらず、こういう調査でありますとか、そういったことがなされてなかったと、こういうことが一つ大きな問題ではないかと思っております。

普通の質疑の中でもありましたけど、民間でありましたら、やはり大きな買い物ですし、慎重に調査する。それを含めまして、今後、将来に向けて、二度と、こういうことが起こらないように、そういう意味合いも含めております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 最初のほうで答弁されたように、もうこの事業そのもの、施設そのものは非常に大事な施設で、この瓦れきの撤去も早急にして、この事業が遅滞なく進むようにという思いで出されたという、提案者は、いうことだと受けとめたわけですが、今、言われた意味合いから言えば、この1番に書いてある問題とは、ほとんどかかわらないのでは、そういう趣旨では。と思えるんですけども。同じ質問になってすみません。

そうであれば、そういうことの、そういうことを今後、十分注意してという形のことなら理解できるんですけども、今、言われたことで建設工事に着手するのが、交渉が正式に成立してからということを出さなければならぬということには、とても結びつかないと思うんですけども、非常にこれ大事なことですね。どうでしょうか。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 野村議員のほうからは、結びつかないではないかと言われてますが、私は非常にここは重要であるというふうに思っております。この瓦れき撤去ですね。この工事を速やかに解決した後、建設に着工してほしいと、こういう意味でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 瓦れきの撤去を速やかにした後で、建設にということが書いてあるわけじゃないんですよ。補償交渉が成立した上で、後で建設にということが書いてあるんです。書いてあることと、今、答弁されたことは、かなり意味が違うと思うんですけど。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 提案の説明の中の下のほうですね、この処理に当たっては調整を行い、早期解決を図ることということですね、こういうことです。

瓦れきの撤去というのは、そういうことなんです。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、言われたのは、瓦れきの撤去、この処理に当たってはということは、その上に書いてある瓦れきの問題ですね、この瓦れきの撤去については、調整を行い早期解決をとということですね。そのことと、早急に瓦れきを撤去して、瓦れきを撤去してから、本体工事をちゃんとしなさいというのとは、ちょっと意味が違うのではないかと。

上のことであれば、上のことを書くべき、付帯決議で出されるのは書くべきではないかと思えますし、その辺はちょっとおかしいのではないですか、この文書がですよ、そうならですよ。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 私の理解は、何回も繰り返しになるんですけども、この施設建設工事ですね、これを着工するに当たって、この瓦れきの撤去を速やかに京都府と丹工と協議をしていただいて、早急に解決していただきたいという思いなんですけども。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 瓦れきの撤去は直ちに行って、この事業が遅滞なく行えるようにしてほしいと。それから交渉については、早期に解決するように努力してほしいということですね。

予算の執行については慎重にしてほしいということですね、提案者の思いはね。その聞いた思いと、ここに出されている文書の内容とは、私は、そのとおりにちょっと受けとめれないんで、このままでは大いに問題があると思います。これ以上、言ってもどうも、繰り返しになると思いますんで、これ以上は言いませんが、今の答弁を聞くと、答弁された思いはわかりますが、この文章とは全く、それは思いは出てないと思います。

この1番の施設建設の問題ですが、これはいつ着工の予定になっていますか。いつ着工しないと建設が、事業が間に合わないということになってますか。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 着工の日にちでございまして、予定では9月ごろが見込まれるというふうに伺っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 建設着工が9月であるならば、先ほどの補正の質疑の中で副町長が何度も言われてましたが、個人との交渉であれば、その方がオーケーと言う時点で、話がすぐに契約ができると、正式になると思えますが、相手が丹工や京都府の場合は、そこでの話ができても、それからさらに手続が組まれる、予算が確保される、それから契約されるとなると、これは、私はいつぐらいかかるかわからないと思うんですけども、その9月に間に合うと思って、これ出されてますか。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この1番の文面ではですね、補償交渉が成立の上という形で書かせていただいております。

それから、交渉についてでございますが、これはちょっと思いを述べさせていただきたいんですけども、きょういろいろと答弁を聞いておりました行政、あるいは町長はじめ、特に副町長ですね、大変真剣に交渉されていまして、なおかつ、また交渉に今現在、途中という中で、非常に答弁がしにくい面の中でも、精いっぱい我々議員の質問に答えていただいております。そういった姿を見ておりましたですね、私たち議員もやっぱりそれにこたえるには、真剣に今の議員というものの立場を考えて、ただしていくべきだというふうに思いました。

それで、議員、いろいろと町民の意見も聞いております。議論の中でも言いましたように、非常に利用者が待っておられますし、また雇用の期待もございまして。そういった意見もありますし、また、議員としては予算のチェックをするというのも、これ一つの大きな仕事でございまして、やはりそういったところを考えまして、自分なりに精いっぱい、副町長と、また理事者の方々にこたえるべく、議員としての仕事で、この判断をさせていただきました。

それで、その交渉ですね、この文面、先ほども言いましたけども、交渉が成立の上としか書いてございませぬので、そういったあたりも、また、なかなかご理解いただきたいというふうに思

っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 副町長が交渉するに当たっての議会としての応援という意味であるならば、私は文章の内容を、それにふさわしいものに変えるべきだと、これは反対に、いわば、この施設が、建設がさらにおくれるという可能性を秘めた文章になっているというふうに思っておりまして、非常に問題がある付帯決議だというふうに思います。時間が来ましたので終わります。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま野村議員のほうからは、これは非常に問題がある、また、言い方を変えますと、交渉に悪影響を与えるような答弁がございましたけども、私は、そうではないというふうに理解をしております、やはり今も非常に精力的に、積極的に、いろいろな知恵を使って交渉されております。引き続き当たっていただけたらと思うわけですけども、きょうこの議場に多くの理事者の方おられます。与謝野町の頭脳ですね、こうした町の総力を挙げて、もう真剣に取り組んでいただければ、私はこれは解決するというふうに思っております、これは思いですけども、決して、これが足かせになるというか、悪影響を与えるというか、こういうことにはならないというふうに私は理解しております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 交渉ではなくて、事業に影響を与えるというふうに理解しています。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑、3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 提案者の浪江議員にお伺いいたします。

提案者の気持ちも、今の野村議員との質疑の中でよくわかりましたし、ただ、基本的に、私は野村議員と考え方はほぼ一緒なんです。

そこでまず1点、ダブらないように質問したいと思っておりますので、手短に。これが、1番の交渉が不成立の場合、施設建設工事に着手をしてはならないと、こういうことになるわけですが、そういうことでよろしいですね。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 私の考え方としましては建設が着手できないことがないように、速やかに交渉を行っていただきたいという、そういう思いでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 思いはわかります。思いはわかるんです。だけど文言というのは、そうあつてはならないと私はそう思いますし。それともう1点は、この施設に関しての事業主体はどこだと思っておられますか、建設の事業主体です。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それぞれの法人でございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） この法人がね、どういう形であるか、今、その辺は、私も詳しいことまではわからないんですけども、与謝野町ではないわけだと思うんです。いろんな形で応援はしとるわけなんでしょうけども、だから法人が与謝野町や、あるいは国や府や、そういうところと色々な補助金やら、あるいはいろんな相談もやりながらいっておられると、そういった中で、やはりこの

事業に対する理解度といたしますか、やはりこういう形でなく、もし出されるとするならば、先ほど野村議員からもありましたように、基本的に、この文言がどこまでも、私はひっかかってくるような気がするんです。どうも私の考えとはそぐわないなど、提案者の気持ちはよくわかりましたよ。

それともう1点、補償交渉が成立というのは、どの辺の程度を考えておられるのか、そこもちょっと確認をしておきたいと、このように思います。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この補償交渉につきましては、非常に私の中でも広い範囲で持っております。これというのはございません。野村議員が先ほど言われましたように、話が済んで予算が執行するという区切りもございません。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） これ以上は、余り言うても水かけ論になりますし、ちょっと文言的にもあれですし、この事業に対する、やはり事業としては進めるんだということで、やっぱり切り離して、これはこれで努力してほしいという程度でないと、しぼりがかかってくるんじゃないかなというふうに私は考えるわけなんです。この文言でしたら、私としてはちょっと賛同しかねると、こういうふうに思っております。

それからもう1点、これ最後の質問ですが、民間アパートの隣接のほうにあります。そこも元丹工の加工場の跡地というところで、そこにも出てきたと、ただそこは恐らく民間のアパートの方が瓦れきの処理はされたのではないかと、これは想像です。そうなったときに、やはり基本的には、逆にいうたら、腹をくくった部分で、こういう経過はあった中でも、むしろ逆に賛同されておる議員が思った結果にはなりにくいのではないかと、そういうふうに私は思うんです。

ですから、この事業に対する理解度が、私は非常に大事だろうなというふうに、私は思います。いかがですか。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） すみません。最後の、最後のちょっともう一回、お願いできますか。どういう趣旨だったか、最後のほう。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 私も理解がない中で質問するんですけども、これは1号補正の中で質問したらよかったんかもわかりません、行政当局に。

アパートは、どこがちょっとされたのかわかりませんが、要するに瓦れきの撤去云々の、もう瓦れきもあつたとか何とかいう話があつたわけですが、要するに、そこがされたのであれば、そしたら逆にいろんな意味では、やっぱり非常に、言うて難しいところがあるんですけども、やはり事業主体というのが、町が造成をする中の上でも考えておかねばならないのと違うかなと、私は思ったんですが、その辺はいかがですか。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 失礼いたしました。まず、お答えする前に、また、これ私の意見なので、賛同者の意見とまた違うかもわかりません、ちょっとご理解いただいて。

今、民間の話がされましたけども、私も、いろいろこの提案されてから考えておまして、例

えばですけども、これは全協のときから、この話が続いておりまして、そのときの副町長の答弁が、本来、町が払うべきものではないというのが、私の中でも大前提でございます。これはそうではなくて、例えばですけども、この瓦れき費用2,000万円、町が出すと。なおかつ、これはもう、その福祉施設建設及びそういう納期、期限には、どうしても必要なんだという、また提案がなされておりましたら、じゃあこの2,000万円が、町が出してまでする事業に値するのかどうかという、こういった議論が、私はできたんではないかなというふうに思っておりますが、今回は、やはり町が払うべきでもない、また交渉の途中、できたら返ってくるのは何ぼになるかわからんけどという、そういう話の中での、今回、こういう提案でございました。

そういった意味で、有吉議員が言われたとはちょっとまた違うんではないかなというふうには思っております。

3 番 (有吉 正) 終わります。

議 長 (井田義之) ほかにありませんか。

1 番、野村議員。

1 番 (野村生八) 再度お聞きしますが、先ほど有吉議員が言われた、施設の建設者は、既に事業申請を出されて、そういう形で事業は進んでいる状態だというふうに理解しとるんですが、それは提出者はどのように考えておられますか。

議 長 (井田義之) 提出者、浪江議員。

8 番 (浪江郁雄) その事業申請のあたりとか、そのあたりは、私ども存じておりません。

ただ、設計なんかは、まだ出していないというあたりは聞いております。

議 長 (井田義之) 野村議員。

1 番 (野村生八) 通常、9月に先ほど言われました、9月に本体工事ですよ、本体工事9月に始まるのに、もちろんだの段階から言えば、突然、建物建てたりしませんけどね、事業が始まるのに今、事業申請がされてないということは、通常ないのではないかなと思うんですが、今から要件が、まだ整わずに、今からということがあるのかもわかりませんがね。

先ほどの質問で、私もそうだなと思うんですけど、今の段階で町が土地を買って、そして、その団体に貸与すると、条件も詰めて、そういう交渉がされている。そういう、そしてつくられるのは町ではなくて、その団体。その団体がつくられるのに、その今の時点で、町が何か制限をかけるということができるというふうに考えておられますか。

着手をとめることが、町が、この事業の場合は、できるというふうに考えておられますか。町の工事であれば当然、町の意味でできるわけですけども。

議 長 (井田義之) 提出者、浪江議員。

8 番 (浪江郁雄) できるか、できないかと言われましたら、できないというふうに思います。

議 長 (井田義之) 野村議員。

1 番 (野村生八) できない内容を付帯決議として、出すということ自身が非常に大きな問題があるのではないかと、議員としてはというふうに思うんですね。そういう意味でも、やはりこの書き方自身が、今、言われた、提出者の思いが書かれているのとちょっと違うのではないかと、そういう意味でも、いうふうに私は思います。

しかも、いわゆる9月と言われましたが、それまでに当然、頑張っ、町長にはですね、議会

も応援して交渉はしてもらわなんんですが、ぎりぎりのところで間に合わないかもしれない。そうになると、瓦れきの撤去は、もちろん予算を執行してする。しかし、本体が、もし工期ずれて、これは聞いていますと、年度末を越えるのもなかなか難しいというふうにも聞いてますんでね、先ほど言いました意味は、もしこれでおくれた場合に、こういうことでおくれた場合に、事業そのものが成り立たないという場合になった場合は、それこそ、この1号補正の予算執行する、予算が無駄になるわけですね、今の事業にとっては、これ反対になると思うんですね、この書き方が。提出者の思いを、そのまま書くほうがいいのではないかというふうに思うんですが、最後にお聞きします。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） なかなか私の思いが、文章とのギャップを指摘されるところと思うんですけども、私は私の思いの中で、要は施設工事の着工がおくれないように早急に交渉していただきたいと、それで、速やかに着工していただきたいという、これ繰り返しですけども。こういうところがございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 付帯決議というのは、思いで決議されるわけじゃなくて、文書でされますので、それは、その思いが文書に、そのとおり出ていると思われて、今の答弁はされているんだと思うんですけども、私はそうではないと思うので、先ほど言いましたように、非常に問題があるというふうに思っています。以上です。終わります。

議 長（井田義之） 提出者、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 野村議員おっしゃるとおり、思いを文章にしたのが、これでございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

浪江議員、ご苦労さんでした。自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

休憩の声がありますので、休憩します。

反対論を先に受けますので、ちょっと休憩いたします。

どれくらい休憩しますか。

反対討論ありませんか。

10分間休憩します。5時45分まで休憩します。

（休憩 午後 5時33分）

（再開 午後 5時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、議案72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）についての審議を続行いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

有吉議員。

3 番（有吉 正） 私は、この付帯決議（案）に対して、反対の立場で討論をいたします。

まず、この事業主体、建設の事業主体が与謝野町ではないということであります。いわゆる、いろんな福祉団体がプロジェクトチームをつくって、今やっておられる中で、ここまでやっぱり制約するという事は、やっぱり議会が提出するという事は、私は間違っていると、このように考えております。

それと、議員さん方の、議員各位の気持ちはよくわかるわけで、やはり副町長、町長には最大の交渉をしていただくということが、まず、これは大事だというふうに思いますが、やっぱり文言を入れるべきではないと、このように考えて反対討論といたします。

議長（井田義之） 次に、賛成討論はありますか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、ただいま議員発議第1号、付帯決議（案）に対しまして、賛成の立場から賛成者の一人としまして討論をいたします。

まず、基本的に、このような事象がなぜ起きたのかということ、皆さんにも考えていただきたい。基本的に、ここの提案の中にも書いてございますように、昨年6月、この議場におきまして勢旗議員から適切なアドバイス、提案がございました。それを、いわゆる勢旗議員の言葉をかりて言うならば、副町長の琴線に触れてなかったという、非常に優しい言い方がございましたが、いわゆる気にとめておられなかったと、このような多くといたしますか、多額の不動産を購入するに当たりまして、ましてきょう午前中にもありましたが、こういった土地の購入に当たりましては、当然、地中調査は、もうきょう必然のことでございます。そういった、本来しなければならぬ行為をしなくて、結果が、このようになったわけでございます。

そういった中で、今回、前回800万円の予算が計上されています。これも当然、いわゆる認めています。また今回、2,000万円の計上につきましても、全員賛成をしています。しかしながら、やはりそういった今後の交渉におきまして、きょうの副町長の答弁によりまして、時期も明確でない。はっきりできない。ただし、副町長が自分の職責を一生懸命に全うしようと努力されていることは質疑の中で、十分に伝わってきています。

しかしながら、やはりこの補償交渉といったものは大きなものでございまして、なぜならば、この財源は合併特例債という非常に有利な財源をあてがったこととございまして、いわゆる借金をしてでもしなければならぬと、こういった大切な事業であります。その中で、この文面に対する、私なりの解釈でございますので、いささか提出者の気持ちと一致しない部分があるかもわかりませんが、私は、この文面が何も不適切ではないと、これは補償交渉を1日も早く制していただきたいと、その上で施設の建設に万全を期して着手してほしいと、こういったことでありまして、何も工事をとめようとか、工事にしぼりをかけようとか、そんな根拠は何もないわけとございまして、ただ、いたずらに交渉が、交渉できない、交渉ができないと言って、日に日に延びることに対する一つのしぼりでございまして。

仮に、万が一不成立、いわゆる9月の工事の着工までに、あと二月ありますが、例えば、8月末に交渉が決裂をすると、いわゆる町の思っているような交渉ができなかったという場合でも、これは工事はしなければならぬわけですが、ただ、できることならば、お互いの三者の十分な交渉の上で、胸襟を開き、そして成立されると、そこを望んで、そして機嫌よく施設建設工事に着

手をしていただきたいと、私は、このように解釈をしています。

したがって、この施設建設工事に歯どめをかけようとか、とめようとか、そんな根端は毛頭ないわけでございまして、この工事は当然、先ほど来、野村議員、有吉議員もおっしゃっていますが、事業主の進捗状況も考え、私は、それはそれで工事は始まると思っています。

ただ、問題はいたずらに交渉ができない、交渉ができないと言って、いつまでも延びることに對する、一つのこれは警鐘でございます。また、2番目の補正予算の執行によっては慎重を期すること、これはきょう2,000万円の補正が、工事費が1,900万円ですか、しかし、これは午前中質疑の中でも、この1,900万円に對する、いわゆる工事の内訳は、今のところわからないと、まだ掘ってみなければわからないということでありました。

したがって、1,900万円の枠のうちで、これが1,000万円でおさまるのか、1,900万円でも不足するのか、全くわからないわけでございまして。そういった意味では十分にこの執行に当たっては工事業者と十分な入念の打ち合わせの上、でき得るならば1,900万円のずっと下の方で、工事は完了していただきたいと、こういった私は解釈をしています。

したがって、今、先ほど来の反対討論、また、先ほど来の提出者に対する質疑等々を聞いていますが、そういったこと非常に懸念されているようでございますが、そんな心配はご無用であると、私はこのように思っています。したがって、本来ならば、このような事件が起こらなかったと、本来ならば未然に防げたと、未然に防げたものが、きょうこのような形で長々と質疑をしなければならぬ状態になったということは、まことに申しわけないが、やはりここにいるものすべての責任であると。何も副町長一人に責任を転嫁しようと思いません。我々ももっとも、あそこの事前調査、どうだったのか、もっともっと追及すべきでした。

したがって、我々、議会にも責任はございます。しかしながら、やはりきょう財政が苦しい、財政が苦しい、10年後はどうなるんだろう、赤字転落します。いろんな場所でお金の無駄遣いはやめましょう。こう叫ばれる中で、本来なら避けて通れた2,000万円が、合併特例債で借金をしてまでもしなければならぬと、こういったことに陥った原因は、ここにおけるものみんなの責任であります。

したがって、だれに責任転嫁をしようとか、だれをいじめようとか、ましてや、この大切な工事をとめようとか、そんな気持ちは毛頭もないということを申し上げまして、私は、この今後の事業の推進に当たり、やはり我々に警鐘を鳴らしていきたいと、そういう意味で、この文面にいささかも間違いはない、また、この提出者の意見に對しましても、心から賛同いたしまして、賛成討論といたします。

議員各位のご協力、ご賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（井田義之） 次に、本案に對する反対意見の発言はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 私は、議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）に反対する立場で討論をいたします。

本付帯決議は、1号補正の中で地域福祉空間整備事業を進めるための造成工事、これが、瓦れきが出てきたということで2,000万円の追加工事が必要だということで出された、この内容に對する付帯決議であります。そもそもこの事業は、今の福祉のサービスを与謝野町民にもっと

もっと提供していく必要がある、それも早期にする必要があるという中で、京都府が持っていた土地を、町が買い取って、そして、ここに地域共生の福祉の事業所をつくるということで、町民から待ち焦がれている内容でございます。こういう点については、提出者も同じ思いと、そういう意味で、ここで認めた2,000万円の予算については、早期に執行して、この瓦れきの撤去の事業は進めていただく必要があるということだという先ほどの答弁がございました。

一方で、この瓦れきが出てきたことについては、先ほど赤松議員が討論で指摘をされたという問題があるという趣旨のことが書かれているということは理解をしております。そういう意味では、その問題について、この困難を早期に解決していくという趣旨での付帯決議ということであるならば、この2番目の書かれている内容だけで提出者の趣旨、ここにさらに早期に合意のために尽くす必要があるという意味のことを本議会として改めて付帯決議と出すということであるならば、提出者の意味はよくわかるというふうに思います。

しかし、この1番に書かれていることは、まさにそれとは全く違う意味だということが、先ほどの質疑と答弁の中で理解をいたしました。そもそも、この施設の建設が、事業者が行うことであり、行政は土地の造成、そして今は瓦れきの撤去、このことを行政としてやるべき事業であり、そのための予算が計上されており、そのことに付帯決議を出されるのが本来のものであって、そういう趣旨の内容の文章であるべきだというふうに思いますが、ここに書かれている京都府丹後織物工業組合との補償交渉が成立の上、施設建設工事に着手することということは、まさに行政のエリア外のことを議会として付帯決議を出すという内容になっている。この点については、提出者も、町の、議会としての、町としてのものではないということの理解の答弁がありました。それであるならば、この文面は削るべきであるというふうに思います。

さらに、この内容について、早期に、この事業を推進してほしいがためという思いを述べられましたが、これは町が土地を購入した以上、町の責任で、交渉の内容がどうであろうと、町の責任で、この瓦れきの産業廃棄物は撤去しなければならないわけですから、交渉の内容が、どうであろうと、その期日に間に合うように、町の責任で予算は計上しなければならないということで、この1号補正が出されたということは、質疑の中で副町長が何度も述べておられましたが、まさに、そのことは正論だろうというふうに思います。

いろんな問題があって、今回こういう形になったことは事実でありますけども、これを解決するために議会として必要な付帯決議としては、文章上、大いに問題があるというふうに思いますので、この付帯決議には賛成をすることはできません。

以上として、反対討論といたします。

議長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）」に関する付帯決議（案）を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第72号、「平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)」に関する付帯決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、6月20日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

(延会 午後 6時02分)